

タイトル	資本蓄積体制と社会制度：教育制度改革への基礎理論(4)
著者	鈴木，敏正；SUZUKI，Toshimasa
引用	開発論集(103)：141-188
発行日	2019-03-15

資本蓄積体制と社会制度

—— 教育制度改革への基礎理論(4) ——

鈴木敏正

開発論集第103号別刷

2019年3月 北海学園大学開発研究所

資本蓄積体制と社会制度

—— 教育制度改革への基礎理論(4) ——

鈴木 敏 正*

〈構成〉

はじめに—本稿の課題—

- I 現代教育制度論の前提
 - 1 学校批判から教育改革論へ
 - 2 市場的・交換的の制度理解から蓄積論的の制度論へ
 - 3 市場化・社会的包摂政策からグローバル国家戦略へ—「生涯学習」のゆくえ—
 - II 蓄積レジームと社会制度
 - 1 蓄積体制と調整様式—レギュレーション理論における制度—
 - 2 ポスト・フォーディズムと「政治的エコロジー」
 - 3 国家導出論と社会制度
 - III 国家のヘゲモニーと社会制度
 - 1 国家論とヘゲモニー関係
 - 2 グローバリゼーション時代の国家論
 - 3 日本型資本主義国家をめぐる
 - IV 市民社会と社会制度
 - 1 経済構造から市民社会へ
 - 2 福祉国家から福祉社会=市民民主主義へ
 - 3 「市民社会」固有の論理を求めて
- おわりに

はじめに—本稿の課題—

本連続論稿の(1)では、これまでの教育制度論の再検討をふまえて、社会制度論的アプローチの必要性、その上で教育制度論の固有の展開論理を解明することが基本課題であることを述べた。(2)では、市場化社会(商品・貨幣論的世界)における教育制度が、いかにして、なぜ、何によって成立し、その社会的機能は何であるかについて提起した。これらをふまえて(3)では、教育制度は資本主義に対応して展開してきたという「対応理論」(ポウルズ/ギンクス)を、再生産論的教育制度論の一環として批判的に検討した。そこで浮かび上がってきたのは、対応関係の基盤に「蓄積と再生産の基本的矛盾」があるということであるが、その内容については曖昧かつ部分的であり、その結果、対応理論は教育制度の展開論理を明らかにするに至らなかった。このことをふまえて、本稿では「資本蓄積体制と社会制度(教育制度)」の関連を考察する。

* (すずき としまさ) 北海学園大学開発研究所客員研究員, 北海道文教大学人間科学部教授

ボウルズ／ギンタスが分析対象としたアメリカの教育制度改革は、合衆国独立以後の学校制度創設期、19世紀末からの進歩主義的教育改革、そして1960年代からの福祉国家的改革であった。彼らは、そのいずれにおいても、教育改革者の意図は実現しなかったと言う。最近では、これらにその後の新自由主義的改革を加えて検討したD. ラバリーが、最初の教育制度創設期を除いては、教育改革者の政策はことごとく失敗したと主張している。彼は、教育システムにおいては「改革者ではなく消費者こそが王」であり、学校システムを動かしてきたのは「改革者ではなく消費者」だったと言う¹。市場化社会の論理が支配的になってきたということであろう。

しかし、単なる市場化社会の論理を超えた「資本の蓄積と再生産」の矛盾を「基本的矛盾」だと言うボウルズ／ギンタスは、1970年代前半にいたる教育改革の不成功を、福祉国家時代の資本蓄積体制の限界に結びつけて理解しようとしていた。それゆえ、近現代の学校制度そのものに対する批判やその後の新自由主義的改革につながる「学校選択制」や「バウチャー制度」の提案にも注目しながら、それらに対する批判を行いつつ、「民主的で参加的な社会主義」への展望を述べていたのである。

その後、ソ連型社会主義体制は崩壊し、超国家アメリカと多国籍企業・国際金融資本が主導するグローバリゼーション時代に入って、教育といわず社会制度全体の新自由主義的改革が先進諸国を席卷している。いわば「裸の資本主義」が展開する中で、あらためて「資本の蓄積と再生産」を正面に位置付けた社会制度とくに教育制度の展開論理を明らかにすることが課題となっている。ボウルズ／ギンタスいう「対応」関係を超えて、「資本の蓄積と再生産」そのものにかかわる社会制度・教育制度の展開論理の解明が必要になってきているのである。

福祉国家から新自由主義国家へと転換していく1970年代後半以降、社会制度の性格と変容についての理論的枠組みを提供してきたのは、いわゆるレギュレーション理論と、「国家論ルネッサンス」以後の国家論であった。レギュレーション理論こそ「蓄積体制と社会制度（諸制度形態）」というテーマを正面にかかげた理論であった。そして、「国家論ルネッサンス」は、それまで支配的であった機械的な（ロシア・マルクス主義的な）「国家＝土台に規定された上部構造」や「国家＝階級支配の道具」という理解を批判し、国家の多様な機能や形態を探求し、そこに社会制度の新たな位置付けをしようとした。結論的に言えば、両者とも「社会制度としての教育制度」を正面から位置付けることはなかったが、ともに重視しているヘゲモニー論は教育制度分析への媒介となりうる。A. グラムシは「国家＝政治社会＋市民社会」とし、そこにおける「ヘゲモニー＝教育学的関係」を重視したのであるから、ヘゲモニー論は「教育制度」理解の足がかりとなるであろう。

以上をふまえて本稿では、これらの諸理論の再検討をしながら、「資本蓄積体制と社会制度」というテーマにアプローチすることにする。ただし、ここで「資本蓄積体制」というのはレギュ

¹ D. ラバリー『教育依存社会アメリカ——学校改革の大義と現実——』倉石一郎・小林美文訳、岩波書店、2018（原著2010）、pp.211, 257。

ラシオン理論という「蓄積レジーム」論を出発点とするもので、K. マルクスの『資本論』第1部第7編「資本の蓄積過程」＝「狭義の資本蓄積論」に直接対応するものではない。したがって、資本蓄積論をふまえた「教育制度の展開論理」という視点から見れば、本稿の課題は、そのテーマをより広い視野から位置付け直し、残されていたことを整理することになる。

まずⅠでは、日本における20世紀末の代表的学校制度論から21世紀の教育制度改革論への展開の整理をした上で、「市場と社会制度」論から「資本蓄積と社会制度・教育制度」論への発展課題を提起しつつ、1990年代以降のグローバリゼーション時代＝生涯学習時代における教育構造理解の枠組みを提示する。そこで前提とした「グラムシ的3次元」（政治的国家—市民社会—経済構造）を念頭において、Ⅱでは「資本蓄積の体制と社会制度」の関係について、1970年代後半以降のレギュラシオン理論からの提起の意味とその発展方向について再検討する。Ⅲでは、1980年代の「国家論」ルネッサンス以後の国家論の展開に社会制度論が学ぶべきものを整理する。そしてⅣでは、市民社会の理解にもとづく社会制度の位置付けとあり方を再検討する。「おわりに」では、以上をまとめて今後の課題を示す。

I 現代教育制度論の前提

1 学校批判から教育改革論へ

21世紀の教育制度改革を検討する際には、20世紀の学校批判をふまえておく必要がある。1960年代後半から国際的に展開された学校批判は、学校がもたらす個々の諸問題だけでなく近現代の学校制度そのものの批判に至った。学校が社会的不平等を縮減するどころか、固定化あるいは拡大しているという批判は「脱学校論」に至った。その後は、学校を通じた不平等の固定化・拡大がなぜ生じ「再生産」されるのかを究明するための研究が続いた（批判的教育学、「新しい教育社会学」）。

日本では1970年代以降、校内暴力や非行問題にはじまり、それに対する管理教育の問題、その後のいじめや不登校などの「教育病理」の深刻化を背景にした学校批判があった。学校の閉鎖性や教育行政の官僚主義、あるいはいじめ自殺などの諸事件への対応をめぐって「学校バッシング」と呼ばれるような状況も生まれた。政策的には、「戦後教育の総決算」を標榜した「臨時教育審議会」（1984-87年）を経て、学校改革の時代に入っていく。

こうした動向を背景にして、1995～96年、『講座 学校』全7巻（堀尾輝久編集委員会代表、柏書房）が刊行された。『講座』全体の序章を兼ねた第1巻第1章で堀尾は、「脱学校化」や学校の「異化」「相対化」といった主張に見られる否定的状況認識を出発点にしながら、新しいパラダイムを模索する理論的思考実験＝「学校くずしと学校づくり」の共同作業が行われてきた成果が同講座だと述べている²。奥平康熙は、現代学校批判の見取り図をつくり、それらのうち次

² 堀尾輝久・奥平康熙ほか編『学校とはなにか』柏書房、1995、pp.11, 16。以下、引用は同書。

の点が以前と質的に異なる点だと整理した。

すなわち、「出身階級・階層文化の違いによる不平等」「内容選択における非意図的階級性」「潜在的カリキュラムにおける階級性」「教育・学習の制度化・物神化」「社会的生活主体の形成と学校」「主体破壊としての教育—教育そのものの否定的批判」である。それまでの「脱学校論」と「再生産論」ないし「新しい教育社会学」によって主張されてきた諸論点である。奥平は「教育・学習の制度化・物神化」という教育制度論に不可欠なテーマを正面から取り上げるのではなく、学校が前提としていた「共通教育内容」の問題点を検討している。そして、「中性的中立的脱文脈的な共通内容は存在せず、特定集団の存在・活動過程と結びついてありうるだけ」であり、「共通文化からの自由」の後の「対話と協同・共同を基本とする新しい教育・学習の形と場」が求められているとしている(pp.33-4, 46, 58)。学校制度は体制再生産の役割を果たしているという再生産論的現状理解から、学校改革の将来展望へと橋渡しできるような教育制度論を展開することが残された課題となっていたと言えよう。

「制度としての学校」を取り上げたのは、児美川孝一郎である。彼は戦後学校論の到達点と課題を確認すべく、「能力と発達と学習」と「政治と文化と教育」という2つの側面から学校にアプローチした勝田守一と、「教授—学習過程」と「教育管理＝経営過程」の2つの過程から学校を捉えた持田栄一の学校論を再検討した。そして、勝田においては「開かれた社会的統制」、持田においては、まさに不可分の両過程をふまえて「学校づくり」を考えたところに、「制度としての学校」論として発展する可能性があったと指摘する。しかし、それらの先駆的な問題提起にもかかわらず、「勝田や持田の学校論の問題構成(プロブレマティーク)は、ある決定的な点で、最終的には〈国家や社会という学校の外側からの統制・支配〉対〈学校・教育運動〉という〈対抗の構図〉のうちに回収されていた」という。「ポスト戦後」時代の現実に対応できるような理論の彫琢が課題として提起された(p.91-2)。それはしかし、なぜ〈対抗の構図〉が生まれたのかを含めて、「制度としての学校」=教育制度論そのものの展開をとおして取り組まれるべきものである。そうした教育制度論は、勝田の「能力と発達と学習」と「政治と文化と教育」、持田の「教授—学習過程」と「教育管理＝経営過程」を媒介するものとなるであろうが、残されていた課題である。

『講座 学校』全7巻においても、上述のような課題に応える教育制度論(「制度としての学校」論)は未展開である³。われわれは第1稿⁴で、最近のいくつかの教育制度論をとりあげ、「社会制度としての教育制度」論の必要性を提起した。その中でとりわけ、勝田と持田とくに持田

³ 学校論の基本的課題を提起した上記の第1巻第1部に対して、第2部では近現代学校の社会的機能の諸側面が扱われている。すなわち、①子どもの囲い込み・監視、あるいは保護、②文化的支配、あるいは文化的遺産の世代継承、③国家的国民統合・支配、あるいは自治的共同化、④人材選抜・選別、あるいは進路指導・選択、とされているが(同上書, p.276)、体系的なものとは言えない。なお同講座第7巻では「組織としての学校」がテーマとなっているが、それは学校の経営管理、子どもの権利、地方自治という3つの視点にもとづくものである。

⁴ 拙稿「学校教育への社会制度論的アプローチ」『開発論集』第100号, 2017。

の教育管理＝経営論をふまえて教育制度論を展開しようとした黒崎勲の教育行政＝制度論の検討をしたが、なお「教育学としての教育制度」論は残された課題であることを確認した。その大きな理由は、①教育学全体の中での教育制度論の位置付けが不明確であること、②資本主義社会（商品・貨幣的世界と資本・賃労働世界）における教育制度の生成・展開論理が把握できていないことにある。

もちろん、奥平や児美川が指摘したように、価値の多様化が進む多文化社会における教育制度の変容、あるいは21世紀の「知識基盤社会」に対応する教育制度のあり方を考えるという課題、さらには教育制度改革の時代を政治学的に分析するという課題⁵も立てられよう。しかし、1990年代以降のグローバリゼーション時代は、何よりも「裸の資本主義」の展開の時代であった。まず、近現代＝資本主義社会における教育制度の生成・展開論理を解明する必要があるのである。それは、近現代の学校制度そのものが問われてきた今日、不可欠の課題になっていると言えよう⁶。

グローバリゼーション時代の学校改革の課題については、多様な議論がなされてきた。最近では総合的なものとして、たとえば『岩波講座 教育 変革への展望』（全7巻、佐藤学ほか編、2016～17年）のように、新たな展望を見出すべく、多面的な検討がなされつつある⁷。ここでは、これまでの代表的な教育改革論として、同講座の編集委員でもある佐藤学の主張を確認しておこう。佐藤は、1980年代以降を産業主義社会からポスト産業主義社会への移行と捉え、日本の学校教育は「競争から共生へ」と転換すべきだったが、その課題はなお達成できず、教育改革は混迷しつづけているという⁸。

佐藤によれば、それは日本の教育をモデルとする「東アジア型教育」の破綻（「学びからの逃走」など）を示している。東アジア型教育の特徴は、①急速な近代化、②競争の教育、③産業主義の教育、④中央集権的官僚制、⑤ナショナリズム、⑥未成熟な公共性、である。東アジア諸国の学校危機を複雑にしているものとして、「新植民地主義の思考方法に特有な二項対立」がある。科学と生活、科学と道徳、科学と芸術、知識と経験、知識と思考、知性と感情、理性と感性、国家と個人、公共性と私事性、教師と子ども、などである。「これら二項対立の概念図式

⁵ たとえば、小玉重夫編『学校のポリティクス』岩波書店、2016。小玉は、戦後から1960年代までは教育と政治が分離し、政治からの教育の自律が教育の課題だとされた時代、70～90年代は、教育に内在する政治性への着眼があったが教育研究の主流からは批判・排除された時期、そして90年代後半からは「教育と政治の相互浸透」が加速してきた時代であるとしている。

⁶ 脱学校論以降、最近の学校批判については、拙稿「教育制度論の前提としての学校批判—社会制度論的アプローチから—」『北海道文教大学論集』第19号、2018、を参照されたい。

⁷ 他の視点からの研究整理として、日本教育社会学会編『変容する社会と教育のゆくえ』岩波書店、2018、「II 学校のゆらぎと再編」とくに伊藤茂樹「『学校問題』の再構築」および山田哲也「教師という仕事」、など。

⁸ 佐藤学「教育の公共性と自立性の再構築へ—グローバル化時代の日本の学校改革—」矢野智司ほか編『変貌する教育学』世織書房、2009。前掲の岩波講座論文、同『学校改革の哲学』東京大学出版会、2012、なども参照。

から脱出して教育を議論しない限り、東アジア地域の国々の教育を改革することはできないだろう」(p.283)と佐藤は言う。

日本の教育は「欧米文化の自己植民地化をナショナリズムによって推進するというアクロバットを演じ続けてきた」(同上)。1980年代半ば以降の日本の国家政策は新保守主義と新自由主義の政策を基調としてきたが、「新保守主義はグローバリズムに対して国家モラルと家父長制モラルの固守へと向かい、新自由主義はグローバリズムに迎合して国家の責任を極小化し個人の責任を極大化する改革に向かっている」。それが日本の学校教育の危機の深化をもたらしているのであるが、市町村や学校のレベルでは、「社会民主主義の政策による学校改革が『静かな革命』として進展」(p.285)している。「民主主義」と「公共性」の2つの原理にもとづく「学びの共同体」づくりである。

こうした動向をふまえて佐藤は、21世紀の学校改革の方向として、次の9つの提起をしている。①「国民の教育」から「市民の教育」へ、②競争の教育から「共生の教育」へ、③学びの共同体としての学校づくり、④勉強から学びへ、⑤プログラムからプロジェクトへ、⑥協同的な学びの実現、⑦反省的実践家としての教師、⑧同僚性 (Collegiality) の構築、⑨改革のネットワーク、である。これらの提起は、一部、学校現場でも受け入れられ、国際ネットワークにも広がる一方、最近の学習指導要領や教師教育改革など、教育政策にも取り入れられていると言える。

佐藤は21世紀の課題として新たに「探求の共同体」を提起し、「活動と協働をとおして」知識の機能を学ぶことを提起しているが⁹、それらは、後掲の〈表-1〉の学習実践に含まれているものと言えよう。

2 市場的・交換的的制度理解から蓄積論的制度論へ

以上のような課題を考えていくと、教育制度を重要な一環とする「社会制度」そのものの理解が問われるであろう。

前々稿では市場化社会(商品・貨幣的世界)の展開過程に即して近現代における教育制度の生成論理、とくに貨幣論に対応させて近代学校の展開論理を整理した。しかし、19世紀末葉からの「組織された資本主義」や「社会的国家」、あるいは帝国主義と全体主義、そして社会主義(ロシア革命)の展開は、資本主義諸国におけるあらたな社会制度・教育制度を生み出し、それらは2つの世界大戦を経て戦後につながっていく。その過程で「市場の失敗」に対応するさまざまな理論が提起された。とくにマクロ経済を調整しようとするケインズ理論は、戦後資本主義体制の展開に大きな影響を与えた。ここでは、社会制度論につながるものとして、K. ポランニーを取り上げてみよう。

ポランニーは『大転換』(1944年)で、人類の経済社会史を贈与・再配分・交換の3つの交換

⁹ 佐藤学『学びの共同体の挑戦—改革の現在—』小学館、2018、p.198-9。

様式の展開として把握し、「社会への市場の再埋め込み」を制度的課題として提起した（自由を拡大する制度化）¹⁰。もちろん、商品・貨幣的世界（ポランニーのいう自己調整的市場）の論理は、3つの交換様式のうちの「交換」に位置付く。これらを発展させて、社会的構成体の世界史を「交換様式」として理解する試みもある¹¹。こうした視点から近代世界システムの一環としての教育制度を考えることもできるであろう。しかし、『人間の経済』としての経済社会史の具体的展開を考えていたポランニーは、その後「経済の制度化」の論理を問うようになる。

若森みどりによれば、それはとくに M. ウェーバーに学んだもので、自己調整的市場・擬制商品（土地、労働力、貨幣）・二重運動（市場経済の展開と社会の自己防衛）という3概念による市場経済把握から、「交換行為・変動価格・市場システムによる制度化」という論理への転換である¹²。われわれにとってこの「制度化」の考え方は重要な意味をもつが、ポランニーは①場所の移動、②専有の移動という2種類の移動の安定的で繰り返され状況を「制度化の次元」として捉えた。ここで、ウェーバーを参考にして提起された「専有 appropriation」概念は、所有概念とは異なり、「社会集団あるいは個人などのさまざまな『持ち手』」に割り当てられている、財・貨幣・サービスに対する権利や義務の状態である（p.187-8）。まさに、前稿でふれたように、マルクス『資本論』交換過程論、すなわち商品の「所持者 Besitzer」としての法的人格論の展開として理解できるもので、教育制度は「何によって wodurch」形成されるのかの論理に対応するものであると言える。

若森は「社会的存在として生きざるをえない人間」にとって「(意図的行為の) 意図せざる社会的諸帰結がもたらす害悪を縮減する課題に対して責任を持つことこそが人間の自由の課題」であり、「社会の限界を直視したうえで人間の自由」の拡大をはかる「制度化」という考えこそが、ポランニー社会哲学の中心に位置付けられるとしている（p.261-2）。若森はポランニーが「民主主義の拡大を通して非人格的で物象的な社会を透明で人格的な共同体に全面的に転換する、という1920年代の構想を撤回」¹³したと言う。そこに、前稿でみた J. デューイの「民主的社会主义」論や、民主主義は「政治的決定に至るための一つの制度上の取り決め」だと考えた Y. シュンペーターが重視した「民主主義=競争型リーダーシップ論」¹⁴などと対比される、ポランニー独自の展望があると言えるかもしれない。しかし、「社会の限界」一般ではなく、資本主義社会がもたらす物象化=自己疎外の克服過程にこそ歴史的实践としての「人間の自由」があり、「疎外体」としての社会制度の不断の改革過程にこそ「創造的人間」の実践的課題があると

¹⁰ K. ポランニー『大転換—市場社会の形成と崩壊—』野口建彦・栖原学訳、東洋経済新報社、2009（原著1944）、第21章。

¹¹ 柄谷行人『世界史の構造』岩波書店、2010。

¹² 若森みどり『カール・ポランニー—市場社会・民主主義・人間の自由—』NTT出版、2011、p.191。以下、引用は同書。

¹³ 「解説 ポランニーの市場社会批判と社会哲学」K. ポランニー『市場社会と人間の自由—社会哲学論選—』若森みどり他編訳、大月書店、2012。

¹⁴ J. シュンペーター『資本主義、社会主義、民主主義 II』大野一訳、日経BP社、2016（原著1942）、pp.28, 107。

いう考え方こそ、われわれがふまえておくべきことであろう。教育制度改革はその一環である。

以上のような理解と問題点を含む「制度化への次元」の展開を視野に入れながら、われわれの次の課題は、資本主義的蓄積に伴う教育制度の展開論理を考えることである。社会的交換論の視点からも、たとえば清家竜介は、ポランニーの3つの社会的交換様式をふまえつつ、4つの社会的交換形式（贈与（互酬）・等価交換・資本制交換・再配分）を提起し、「資本制交換」の独自性を強調している¹⁵。われわれは、この「資本制交換」とそれに伴う「主体化」（清家）を含む資本蓄積の展開を考え（後掲の〈表-1〉参照）、それらに即応した社会制度とくに教育制度の改革論理を究明しなければならない。

その必要性は、この間の教育制度と企業社会の相互浸透の動向を見るだけで明らかであろう。グローバリゼーション時代の新自由主義的教育制度改革は、単に市場交換的であるだけではない。学校は子ども・保護者を顧客とするサービス産業経営とみなされ、教育の目標管理・結果管理、知識基盤社会におけるコンピテンシー形成、PDCA サイクル、カリキュラム・マネジメント等々、いまや教育政策文書は市場論的・経営学的用語で満たされている。それらは「グローバル国家戦略」による上からの教育改革である。こうした現局面の分析をするためには、教育制度を「資本蓄積体制と社会制度」関係の一環として捉え直し、その上で教育制度固有の展開論理を考えてみるという作業が必要である。

3 市場化・社会的包摂政策からグローバル国家戦略へ―「生涯学習」のゆくえ―

グローバリゼーション時代は生涯学習時代でもあった。学校は学校制度の枠内でだけ考えることができなくなり、社会教育・生涯学習を含めた教育制度全体、あるいは旧来の教育の枠を超えた生涯学習の中で位置付けていくことが必要となってきた。

戦後冷戦体制崩壊後＝グローバリゼーション時代の教育政策の基本方向は、「生涯学習体系への移行」であった。それは「臨時教育審議会最終答申」（1987年）を受けた「生涯学習振興法」（1990年）にはじまり、2006年の教育基本法大改定に「教育の目標」として「生涯学習の理念」（第3条）が位置付けられるところまで来た。同法にもとづく教育振興基本計画の第2期計画（2013～17年度）では今後の社会の基本方向として「自立・協働・創造の3つの理念」の実現に向けた「生涯学習社会の構築」が謳われた。第3期計画（2018～22年度）でもそれが継承され、人づくり革命・生産性革命の一環としての「若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上」「教育を通じて生涯にわたる一人一人の可能性とチャンスを最大化すること」が教育政策の重点事項とされている。そして、教育政策の基本方針では「生涯学び、活躍できる環境を整える」こと、「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築」することが挙げられている。

最近ではしかしながら、官邸主導の制度改革が進む中で、文科省の（学校外教育としての）

¹⁵ 清家竜介『交換と主体化―社会的交換から見た個人と社会―』御茶の水書房、2011、第5章。

生涯学習政策の位置付けは縮減する傾向がみられる¹⁶。もともと、生涯学習政策は総合行政として進められてきた。それは教育における（新保守主義に補完された）新自由主義の展開過程でもあり、第3期計画の「特に留意すべき視点」では「教育投資」の視点、とくに「客観的な根拠にもとづく政策立案（EBPM）」や「PDCA サイクル」が強調されている（目標管理と結果管理）。21世紀における「規制緩和」「構造改革」の新自由主義的政策は、社会格差の拡大、その結果としての貧困・社会的排除問題を深刻化させ、それへの対応も必要となった。第2期教育振興基本計画以来、「学びのセーフティネット」が位置付けられているのはそれゆえである。それは、欧米諸国の「社会的包摂政策」の一環とみることもできるが、福祉国家としての経験が浅い日本では「残余政策」としての性格が強い。そうした中で今日、排除と包摂の関連が「社会の中の教育」「教育の中の社会」を語る主要テーマとなってきているのである¹⁷。

筆者らは先発・中発・後発の先進国である英日韓の3国の比較研究によって、社会的包摂政策とそれに対応する生涯学習のあり方を考察したことがある。そこでは、類型論や段階論を超えた教育構造の「先進国モデル」を提示し、生涯学習の政策と実践を政治的統合・市場的組織化・社会的包摂、つまり経済構造・市民社会・政治的国家の「グラムシ的3次元」における「排除と包摂」の矛盾的展開として検討した。その具体的な調査研究の結果については別著を参照いただきたいが¹⁸、〈表-1〉に、本稿にあたって若干の加筆・修正をした基本的枠組みを示した。

〈表-1〉 社会的排除／包摂と生涯学習

現代国家 (政策理念)	法治国家 (自由主義 vs 人権主義)	福祉国家 (改良主義 vs 社会権主義)	企業国家 (新自由主義 vs 革新主義)	危機管理国家 (新保守主義 vs 包容主義)	グローバル国家 (大国主義 vs グローバル主義)
生涯学習政策	条件整備 市民教育	生活向上 労働力開発	民間活力利用 参加型学習	公民・道徳教育 ボランティア	グローバル人材 学校・地域協働
公民形成	主権者	受益者	職業人	国家公民	地球市民
現代的人権 〈社会的協同〉	人権＝連帯権 〈意思協同〉	生存＝環境権 〈生活協働〉	労働＝協業権 〈生産共働〉	分配＝参加権 〈分配協同〉	参画＝自治権 〈地域共同〉
学習実践	教養・文化享受	生活・環境学習	行動・協働学習	生産・分配学習	自治・政治学習
市民形成	消費者	生活者	労働者	生産者	社会形成者
社会的陶冶 ＝自己疎外	全生活過程 ＝市場関係	人間的諸能力 ＝労働力商品	人間的活動 ＝剰余価値生産	作品・生産物 ＝商品・労賃	人間的諸関係 ＝階級・階層

(注) 鈴木敏正編『排除型社会と生涯学習』北海道大学出版会，2011，表0-1（一部加筆・修正）

¹⁶ 鈴木敏正・朝岡幸彦編『社会教育・生涯学習論—すべての人が「学ぶ」ために必要なこと—』学文社，2018。

¹⁷ 志水宏吉編『社会のなかの教育』岩波書店，2016。

¹⁸ 拙編著『排除型社会と生涯学習—日英韓の基礎構造分析—』北海道大学出版会，2011，鈴木敏正・姉崎洋一編『持続可能な包摂型社会への生涯学習—政策と実践の日英韓比較研究—』大月書店，2011。

この枠組みは生涯学習を前提にしたものであるが、2017年告示の学習指導要領、そこにおける「社会に開かれた教育課程」、「持続可能な社会を作る」教育、とくに最近の教育政策でひとつの焦点となっている「市民性教育」（「主権者教育」「公民教育」を含む）の展開においてとくに求められる視点となっていくであろう¹⁹。

この表をもとにして、佐藤学が21世紀の教育改革として重視する地域・学校レベルにおける「社会民主主義の学校改革」、「民主主義」と「公共性」、「市民の教育」や「共生の教育」、「協同的な学び」、「改革のネットワーク」などを位置付けて議論することもできよう。佐藤が指摘した「二項対立の概念図式」（表で言えば、「公民」の行と「市民」の行との対立）は、日本と韓国といった東アジア型だけでなく、イギリスなどの先発先進国にも見られるものであり、それらを克服していくのが、市民社会における多様な「社会的協同」実践とそれらに不可欠な学習活動にほかならない。そうした学習活動を組織化し、ネットワーク化し、制度化していくことが21世紀の教育改革につながると言えるであろう。それは、「新自由主義＋新保守主義＝大国主義」の国家的政策を、市民社会からのボトムアップの改革で乗り越えていく方向も示している。

ここで重要なことは、ひとつに、市民社会には政治的国家の側からの「官僚化・国家機関化傾向」と経済構造の側からの「商品化・資本化傾向」がつねに作用しているということである。それゆえ、市民社会の固有性を発揮するためには、この両傾向との闘い、「ヘゲモニー争い」を乗り越えていく必要がある。もうひとつに、市民社会における市民は「私的個人と社会的個人の矛盾」という基本矛盾をかかえており、それを克服する実践、つまり「社会的協同実践」をとおしてはじめて市民性 citizenship あるいは「市民的公共性」を実現できるということである。そのことを抜きにすると「市民性教育」は国家や市場への動員政策の一環とならざるをえない。教育基本法の教育目的は「平和で民主的な国家及び社会の形成者としての必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」であることを、第3期教育振興基本計画でも「教育の普遍的な使命」として強調している。

しかし、教育と言わず、あらゆる生活領域に市場関係が浸透してきている今日、「国家の形成者」と「社会の形成者」は分裂し、それぞれが形式化せざるを得ない。それゆえ、「市民性教育」では、その分裂を克服する実践によって「国家及び社会の形成者として必要な資質」を育成すること、新学習指導要領「前文」でいう「よりよい学校教育をとおしてよりよい社会を創る」こと、「持続可能な社会の作り手」を育成することが課題となるのである²⁰。

かくして、「国家及び社会の形成者」を育成するためには、「国のかたち」「社会のあり方」そのものを批判的に考えていかざるを得なくなる。それは、「双子の基本問題」をもたらしたグローバル化の時代が、超大国アメリカと多国籍企業・国際金融資本に主導された「裸の資

¹⁹ 拙稿「市民性教育と児童・生徒の社会参画」『北海道文教大学論集』第20集，2019。

²⁰ 鈴木敏正・降旗信一編『教育の課程と方法—持続可能で包摂的な未来のために—』学文社，2017。

本主義」の時代であり、日本ではアメリカに従属しながら「新自由主義+新保守主義=大国主義」の政策を進めてきたということにつきあたらざるを得ないであろう。そして現局面では、表頭右端に示した「グローバル国家」の戦略が現代教育政策を主導している。この局面で、あらためて「資本蓄積と教育制度」のテーマを問い直すことが必要になっているのである。

そのためには、〈表-1〉における（資本蓄積過程に規定された）「社会的陶冶=自己疎外」過程に対応する「市民形成」と、現代国家（および生涯学習政策）に規定された「公民形成」という理解の前提となっている「グラムシ的3次元」、すなわち「経済構造—市民社会—政治的国家」と、そこにおける社会制度の位置と役割を再検討しなければならない。以下、IIで経済構造、IIIで政治的国家、IVで市民社会とのかかわりを考察していく。

II 蓄積レジームと社会制度

1 蓄積体制と調整様式—レギュレーション理論における制度—

「経済構造」とくに資本蓄積と社会制度の関係を考える際に避けて通れないのは、まず「レギュレーション理論」であろう。ポランニーが1930年代の「第1の大転換」の意味を考えたとすれば、レギュレーション理論は1970年代以降の「第2の大転換」の中で生まれた理論である。

レギュレーションといってもその理解は多様であるが、いわゆるパリ派の中心人物であるR. ボワイエは、1986年、それまでの10年あまりにわたるレギュレーション研究を総括する『レギュレーション理論』をまとめた（邦訳者・山田鋭夫によれば「レギュラシオニスト宣言」）。同書の巻末にはレギュレーションの諸定義が掲載されているが、それらの一致点について次のような点が挙げられている²¹。

- (1) 一般均衡の問題設定を拒否すること。
- (2) 構造主義的マルクス主義の分析における再生産の概念を称揚するとともに、その貧困さを指摘すること。
- (3) 資本主義の社会的諸形態のうちに歴史的時間と変化を導入し、また資本主義の短中期的な動的調節様式を導入しようとする意思。
- (4) 媒介諸概念の作成という理論的作業と諸調整の時期区分との連結。

(1)では経済学における新古典派理論の批判、(2)はアルチュセールとブルデューに代表される構造主義の批判的摂取が念頭におかれている。(3)と(4)は、レギュレーション理論の中心的概念である「蓄積体制 regime of accumulation」と「調整様式 mode of regulation」（「制度諸形態」）、それらの結合体である「発展様式 mode of development」にかかわる。

ボワイエによれば、蓄積体制とは「資本蓄積の進行が広範かつ相当程度一貫した形で保証さ

²¹ R ボワイエ『レギュレーション理論—危機に挑む経済学—』山田鋭夫、新評論、1989（原著1986）、p. 256。

れるような、つまり過程それ自身から不断に生ずるアンバランスを吸収したり時間的にずらしたりするような、そのような規則性の総体」である。これに対して制度形態（ないし構造形態）とは「一個ないし数個の基本的社会的諸関係をコード化しているもの」であり、資本主義においては貨幣、賃労働関係、競争の3つが基本的なものである。ここで「賃労働関係」とは「さまざまな労働編成類型、生活様式、賃労働者再生産様式の間の相互関係」にかかわるもので、生産諸手段の型、社会的・技術的分業の形態、企業に対する離職や定着の様態、直接・間接の賃金所得の決定因、賃金生活様式の5つの構成要素が介在している²²。こうした理解にもとづいて、生産ノルムと消費ノルムの一定の並行関係を制度化した「フォード主義的」賃労働関係＝アメリカ的發展様式を理論的・実証的に提示したことがレギュレーション理論の最大の功績だとされている。

以上でみただけで、レギュレーション（調整）理論において「資本蓄積における制度」の理解が基本的なものだとわかるであろう。ただし、アルチュセールやブルデューが重視した「教育制度」については、独自の位置付けがないことも確認しておかなければならない。そうした理解の上で、このテーマに立ち入っていく際には、その主旨をより厳密に理解すると同時に、理論的にも解決すべき課題が残されていたことをふまえておく必要がある。

『レギュレーションと資本主義の危機』（1976年）でレギュレーションの理論と実証を最初に提示したアグリエッタは、その「第2版への序文」（1982年）で、彼が提起するレギュレーションの独自性を強調している。そこでは、生物学的秩序形式やシステム理論、あるいは市場均衡論や道具主義的国家論に対置されるもので、歴史の不可逆性、「社会諸関係こそ歴史の主体」、「社会関係は分離である」という理解をふまえたうえで、「社会的統合は、さまざまなコンフリクトの相克のなかでどのように存在しうるのだろうか」を解明しようとするのが調整概念であり、資本主義のレギュレーション理論は「社会的諸形態の生成・発展・衰退の理論、ひと言でいえば、資本主義を構成する諸分離がそこにおいて運動する変容の理論」であることを強調している。そして、そこで重要なのは「資本主義を構成する2つの分離、すなわち商品関係と賃労働関係とが社会的諸形態を生み出すプロセスを理解すること」だと言う²³。

こうした理論の帰結としてアグリエッタは「第2版への序文」で、次の3つを指摘している。(1)社会制度は「社会的コンフリクトの産物であると同時に、紛争の当事者を規格化するもの」であり、敵対関係を「社会的差異化に変える」が、対立関係をなくすわけではない。(2)社会制度は「緊張が蓄積される中心」であり、調整は両義的な論理である。(3)調整はつねに未完成であり、国家的制度化は「未完成であることを政治的に表現したもの」で、「構造諸形態を貫く社会的な緊張を総括するもの」である（p.7-10）。こうした特徴をもつ調整と社会制度は、本質的

²² 同上、p.76-80。

²³ M.アグリエッタ『資本主義のレギュレーション—政治経済学の革新—』若森章孝ほか訳、大村書店、1989（原著1976）、「第2版への序文」。以下の引用は同書。

に解体の「危機」をかかえざるをえない。

以上のような理解にもとづき、南北戦争以後のアメリカ資本主義の経済史の分析がなされる。その目標は「マルクスによって確立された概念を、1世紀以上にわたって繰り広げられてきた社会の大転換の批判的分析とつきあわせる」ことにおかれ、第1部「賃労働関係の変容」の目的は「いかなる点で現代資本主義が資本の一般的規定要因を有しているかを確定すること」とされている (p.37)。その章構成は「資本の生産」(剰余価値の創造と蓄積)→「労働過程の変容」(テーラー主義、フォード主義、ネオ・フォード主義、標準労働日確立のための闘争、賃金形態)→「賃労働者階級の実在条件の変容」(消費様式と消費の社会化)である。マルクス『資本論』第1巻の論理が前提になっていることがわかるが、第7編に相当する「資本の集積・集中」は第2部第4章、貨幣制度は同第6章に位置付けられている。

これら「賃労働関係の変容」分析をもとに「資本蓄積論を資本主義のレギュレーションの一般理論へ」展開するためには、以下の4つの観点が必要だとされている (p.99)。

(1)資本の観点。第I部門(生産材生産部門)と第II部門(消費財生産部門)の不均衡発展と矛盾関係が重視されている。(2)生産諸力発展の観点。相対的剰余価値生産によって強制される生産方法の変容の研究である。(3)賃労働者階級の観点。一方におけるインフラストラクチャーの生産と、他方における賃労働関係の新たな形態の創造の研究である。(4)消費財商品の観点。大量生産に適した消費財、消費ノルム、耐久財や消費者ローン、リスクの共同負担などの研究の総体である。『資本論』の展開論理をふまえながら、20世紀資本主義の特徴を捉えようとしていることがわかる。とくに生産諸力の発展＝フォードイズムを第II部門の新展開、消費様式と消費の社会化と不可分のものとして理解している点が特徴的である。

一般に「資本蓄積」論は『資本論』第1巻の「資本の生産過程」論、狭義には第7編「資本の蓄積過程」(最狭義には「剰余価値の資本への転化」)の論理と理解されるが²⁴、生産過程に不可分のものとして消費様式を位置付け、第2巻の流過程＝社会的再生産過程の論理(さらには第3巻にかかわる「資本家間の競争関係」まで)も組み入れて「資本蓄積体制」を提起しようとしたところにアグリエッタの積極性があったと言えるであろう。それは、マクロ経済学＝ケインズ理論の批判が重要課題であった状況で必要な対応でもあったが、その分、ほんらいの蓄積論の展開が不十分になったとも言える。本稿〈表-1〉の表底では、商品・貨幣関係を基盤とした資本蓄積過程の展開論理をふまえている。

もちろん、「資本蓄積」体制論として展開するには、たとえば社会的再生産の「実体的諸条件」をふまえて、第II部門を『資本論』第2巻の社会的総資本の再生産過程とくに「資本の蓄積と拡大再生産」の論理の中に位置付けるなどの理論的發展課題がある²⁵。本稿の視点から指摘して

²⁴ 富塚良三・服部文夫・本間要一郎編『資本論体系第3巻 剰余価値・資本蓄積』有斐閣、1985、など参照。

²⁵ この点、大谷禎之助『資本論草稿にマルクスの苦闘を読む』桜井書店、2018、pp.386-7, 414-5 など。

おきたいのは、レギュラシオン理論においては「制度諸形態」の理解が不可欠のものとして位置付けられていたのにもかかわらず、制度論そのものの本格的展開がなされていないということである。貨幣制度は狭義の調整法則にとって「決定的に重要」(p.41)だと言いながら、信用論・金融危機論とあわせて第2部(競争の法則)で「貨幣制約」という視点で扱われている。それは、「貨幣制度と信用制度の接合関係」という「構造形態」(pp.39, 349)をもとにインフレーションや金融危機の分析をするという積極面をもちながらも、前々稿でみたような制度形成(したがって、制度展開との区別と関連)の論理を展開できないことにつながっている。アグリエッタは「制度化の論理」は「国家の論理」、レギュラシオン理論は「国家独占資本主義概念の基礎」だと言いながら²⁶、制度論的視点から国家論を展開することはなかった。ボワイエは、次代の研究課題として「制度に固有なロジックを解明する必要」を挙げていた²⁷。

ボワイエはレギュラシオン理論20周年を記念して、1996年に『現代「経済学」批判宣言』をし、レギュラシオン理論の「仮説と分析道具」の特徴として次の5つを指摘している。①全体主義的であると同時に個人主義的な方法を採用すること(制度、ゲームと組織のルール)、②発展様式の整合性は、一定の基本的な制度の補完性によって確かめられる、③制度のシナジー効果とその整合性の問題に真正面から取り組む、④制度の真価は確率的な状況における模索から派生していない(政治的過程の重要な役割)、⑤数多くの制度は社会諸集団の闘争のなかから生まれ、国家によって正当化され、法によってコード化されたうえで、新しい経済活動と技術の出現およびそれらの全体的整合性を保証することになる、ということである。この間のレギュラシオン理論だけでなく関連社会科学の発展に対応して、より一般化されたものであり、制度諸形態としては上記の3つ(貨幣、賃労働関係、競争形態)に加えて、「国際レジーム」と「国家」が挙げられている²⁸。

しかし、最初の3つがレギュラシオン理論の基本的特徴であることには変わりなく、とくに「賃労働関係(ラポール・サラリアル)」には特権的位置が与えられている。これらに対して、貨幣や競争形態の展開は見劣りがするし、「国際レジーム」や「国家」については他の分野で展開したことを取り入れつつあるという段階であると言える。これらについては後述するが、レギュラシオン理論の対象範囲が拡大するとともに、(1)当初アグリエッタが実質的に提起していた「資本の生産過程」(その一環として狭義の資本蓄積論)をふまえ、「資本の流通過程」(社会的再生産過程)、さらには「資本の総過程」と結びつけて資本蓄積論を発展させようとする視点は薄れてきていること²⁹、(2)社会制度論そのものの展開が不十分で(形態論的・現象論的理解に

²⁶ アグリエッタ、前掲書、pp.47, 382。

²⁷ ボワイエ『レギュラシオン理論』前出、p.186。

²⁸ R. ボワイエ『現代「経済学」批判宣言』井上泰夫訳、藤原書店、1996(原著とも)、pp.ix-xii, 24-30。

²⁹ たとえば、D. ハーヴェイは、『〈資本論〉第2巻・第3巻入門』(2013年)でとくに第2巻の重要性を強調し、その後『資本主義の終焉』(2014年)で「17の矛盾」を試論的に提起しているが、それらを批判的・創造的に発展させる「21世紀資本蓄積論」が求められている。

終わっている), それも狭い意味での「経済制度」に焦点化されているためか, とくに賃労働関係に高い位置付けが与えられているにもかかわらず, 「教育制度」の分析は展開されていないことを確認することができる。

2 ポスト・フォーディズムと「政治的エコロジー」

レギュラシオン理論は「危機の時代」=「移行の時代」の理論であり, まさにケインズ主義的福祉国家とフォーディズムの生産様式の危機に直面し, 新たな方向を模索していた時代に展開してきた。それは戦後冷戦体制の崩壊後の超大国アメリカと多国籍企業に主導されたグローバリゼーション時代へと移行していった。当然のことながら, レギュラシオン理論もそれらに対応することが求められた。

第1に, 市場関係が拡大し, 消費市場一般を超えて, あらゆる生活領域に浸透していった。第2に, 賃労働関係は急激な格差拡大を伴い, 単なる貧困問題をこえて, 社会的排除問題を深刻化していった。第3に, グローバリゼーションのもとで国民国家が相対化されていく中で, 国家そのものの存在意義が問われるようになった。そして第4に, ジェンダーや環境の問題にはじまる市民運動の発展があり, 「国家の失敗」と「市場の失敗」に対応する社会的経済・NPOなどの「第3の道」の制度化が進展してきたことである。

そうした中でリピエッツは1980年代末に, ポスト・フォーディズム, エコロジー, 第3セクターなどのオルターナティブな発展モデルの必要性を提起していた³⁰。彼はこれらをふまえて, 21世紀の初頭, レギュラシオン理論を「政治的エコロジー」へと発展させることを主張する『レギュラシオンの社会理論』を上梓している。同書の位置と構成内容については, 訳者の若森章孝が丁寧な整理をしているのでそれに譲ることにして³¹, ここでは本稿の課題に即して重要だと思うポイントについてふれておく。

まず, 「政治的エコロジー」についてである。それは, 「階級間, 国際間, 世代間という3層で制度化された妥協」に着目し, 重点を「賃労働関係の調整形態からエコロジー的矛盾の調整形態に」移すということである(p.340)。筆者の理解によれば, グローバリゼーションのもたらした「双子の基本問題」は, グローカルな地球的環境問題と貧困・社会的排除問題である³²。後者は「賃労働関係」の新たな展開として, 地球的環境問題と同時的解決を必要としている。リピエッツが重視している「永続(持続)可能な発展 Sustainable Development」に関する国際的合意は, 「世代間および世代内の公正」を具体化するものであった³³。それを地球環境危機との

³⁰ A. リピエッツ『勇氣ある選択—ポストフォーディズム・民主主義・エコロジー—』若森章孝訳, 1990(原著1989), p.220など。

³¹ A. リピエッツ『レギュラシオンの社会理論』若森章孝訳, 原著とも2002, 解説。以下, 引用ページは同書。

³² 拙著『持続可能で包摂的な社会のために』北樹出版, 2012, など。

³³ 拙著『持続可能な発展の教育学—世界をつくる学び—』東洋館出版社, 2013。

み結びつけるのは一面的であり、「世代間」の制度的妥協は「世代内」のそれと不可分のものとして理解する必要がある。そして、「世代間・世代内の公正」は、近代以降の公教育制度の基本的な目的であったがゆえに、教育と教育制度そのもののあり方を問うことになるであろう³⁴。

リピエッツの「政治的エコロジー」は、とくに政治（ヘゲモニー）と倫理（深層の責任）をどう関連づけるかという理論的問題を提起しており、邦訳者の若森はそれを「レギュラシオン学派の一つの到達点」と評価している（p.342）。それは「自律、連帯、責任」の価値によって規定される「方向」であり、公的討議を通じて明らかになる。しかし、こうした倫理は政治的には承認されておらず、政治的エコロジーはこのような「政治と倫理の亀裂を回復しようとする試み」である（p.343）。そこで、マルクス＝グラムシ的ヘゲモニー概念と、ハーバマスの討議の原理をどう関連づけるか（同上）という理論的・実践的課題が生まれる。しかし、ハーバマスのコミュニケーション論は、福祉国家を前提としたものである³⁵。熟議システムや熟議文化などへと熟議民主主義論を具体化するという課題があるとしても³⁶、リピエッツが重視する地域レベルでのグローバルな実践を考える際には、熟議＝対話的理性を超えたポスト・ポストモダンの理論が必要となろう³⁷。

リピエッツが「資本主義経済のレギュラシオン」と区別し、「社会関係のレギュラシオン」＝「対立的で矛盾的性格を有するにもかかわらずある社会関係が再生産される仕方」（p.22）を主張し、「社会関係は、それが諸実践を通して自らを再生産できるようになるときはじめて認識される」、「社会関係によって組織される実践の再生産がその社会関係の本質ですらある」という社会認識にたっていること（p.344）は評価できる。そこから、実践論を視野に入れた社会制度論への展開が可能となるであろう。しかし、リピエッツはこうした脈絡から社会制度論を展開するという作業はせず、社会的な「諸条件」として一般化している。

リピエッツは、アルチュセールにおける『マルクスのために』と『資本論を読む』の間の認識論的断絶を指摘し、後者においては「再生産の概念を出現させる代償として、主体と矛盾の概念が削除されてしまった」、「諸条件（局面状況）を主体の諸実践の産物であることを認めず、諸条件を物神化してしまった」と批判している（レギュラシオニストはアルチュセールの「反抗的な息子」、p.50）。しかし、その実践をブルデューがいう「実践（プラチック）」ではなく、諸条件を変革する「実践（プラクシス）」として考えるならば、前稿や前々稿で述べたように、物神化がなぜ・いかにして生まれるのかという理論まで問わなければならない。それは、「制度的妥協」の意味を理解するためにも、彼が問題視する方法論的個人主義にもとづくコンヴァンション理論を批判するためにも、さらには〈表－1〉で示した諸実践（エコロジカルな社会的

³⁴ 小玉敏也・鈴木敏正・降旗信一編『持続可能な未来のための教育制度論』学文社、2008、とくに序章参照。

³⁵ 横田栄一『ハーバマス理論の変換—批判理論のパラダイムの基礎—』梓出版社、2010。

³⁶ 田村哲樹「熟議民主主義と自由民主主義の関係の再検討—熟議システムと熟議文化論を中心に—」名古屋哲学研究会編『哲学と現代』第33号、2018、参照。

³⁷ 拙著『将来社会への学び—3.11 後社会教育とESDと「実践の学」—』筑波書房、2016。

協同実践を含む)の「実践倫理」を理解するためにも必要となろう。

リピエッツ『レギュレーションの社会理論』第2部で焦点となっているのは、グローバリゼーション時代の「国家論」である。とくに第5章では、道具的国家論と調整装置的国家論を統合する「制度化された妥協としての国家の制度装置」論が提起されている(p.347)。しかし、そこでふれているのは、アルチュセールのいう「国家のイデオロギー装置」というよりも、グラムシのいう「ヘゲモニー装置」である。リピエッツは、「結局のところ、アルチュセールを経て、さらに矛盾の問題、蓄積体制や調整様式の問題、ヘゲモニー・ブロックの問題を経て、確かにわれわれはグラムシに戻っていった」(p.117)という。レギュレーションの主要概念＝「フォーディズム」そのものがグラムシの概念であった。しかし、グラムシのヘゲモニー論と国家論にもとづく「制度装置」そのものについては、N. プーランザスからの引用はあるものの、彼自身の展開はなされず、課題として残されている。

21世紀のフランスでは、労働の規制緩和や社会保障の再編成の中で、一方で「超過する個人」、他方で「欠乏する個人」を生み出す「社会喪失の時代」だという時代診断もある³⁸。日本にも共通するこうした状況において、あらためて社会制度のあり方が問われているのである。

3 国家導出論と社会制度

さて、蓄積体制や調整様式の理解においては、国家そのものの存在は前提されており、しばしば国家は代表的な「制度」とされている。しかし、〈表-1〉の表底で示した資本蓄積の展開をふまえて、表頭で示した現代国家論へと進むためには、国家そのものの存立根拠や諸形態、社会的機能が問われるであろう。

レギュラシオニスト同様に「ラディカルな改良主義」の立場から、グラムシやプーランザスのヘゲモニー論・国家論をふまえて「唯物論的国家論」を展開したのは、J. ヒルシュであった。ヒルシュの「唯物論的国家論」の前提は、みずからも参加した1960年代後半以降の西ドイツにおける「国家導出論争」である。田口富久治は、同論争には次の3つの潮流があったと言う。

すなわち、国家形態の必然性を、①諸資本間の関係の本質(商品関係—法形態など)から、②ブルジョア社会の表層(「自由、平等、所有、バンサム」)の過程から、そして③「国家装置と社会的再生産」、「直接的生産過程からの強力関係の抽出化」から導出しようとするものである。ヒルシュは、③に位置付けられる。彼は、国家活動は「蓄積過程の発展への媒介された反作用過程」を通じて展開するが、その矛盾的展開の凝縮として「利潤率の傾向的低下法則とそれが呼び起こす反対に作用する諸傾向」＝「階級闘争の社会過程の表現」に求めている。ここから国家の歴史的唯物論的分析、「経済的および政治的な闘争と、資本主義的社会関係の危機を通じてのこの不断の再組織化過程」への理論的・歴史的分析が必要となる。田口によれば、ヒルシュのアプローチは「国家形態と国家内容、『資本の論理』によって表現される階級闘争の基本

³⁸ R. カステル『社会喪失の時代—プレカリテの社会学—』北垣徹訳、明石書店、2015(原著2009)。

形態と階級闘争の内容との弁証法的相互作用によって、社会発展と国家の展開を論理的かつ歴史的に分析する試み」である³⁹。

ここで指摘しておくべきことは、第1に、ともに経済的・政治的過程の理論的・歴史的分析の重要性を強調するレギュラシオン理論との関係である。ただし、レギュラシオン理論が資本の生産過程とくに「相対的剰余価値生産」(フォード様式)、あるいは流通過程による社会的再生産を重視するのに対して、ヒルシュが資本の総過程で展開される「利潤率の傾向的低下傾向」を強調していることである。それゆえ、第2に、「商品の交換過程」論にかかわる上記①および②の潮流とあわせて、マルクス『資本論』全体、あるいは経済学批判後半体系(国家・外国貿易・世界市場)を含めた論理の展開が求められることになるであろうということである。このことをふまえて、第3に、ヒルシュが強調する「階級闘争としての蓄積」という視点をふまえるならば、「資本の生産過程」における「労働力商品」「労働日」「労賃」などレギュラシオン理論に関係する論理だけでなく、狭義の「資本の蓄積過程」(『資本論』第1部第7編)を同時に「階級的拡大再生産過程」としてとらえなおし(〈表-1〉の右下)、そこに国家論展開の論理を求める必要があったということである。

田口は、ヒルシュの1976年論文「ブルジョア国家とその危機についての理論的コメント」をもとに、「階級闘争としての資本蓄積」を主張するヒルシュと、「力関係の集約としての国家」を強調するプーランツァスの共通性、あるいは両者の接近を指摘している。しかし、ドイツの福祉国家は、その後の東西統一、グローバリゼーションと新自由主義的政策による変容を経験している⁴⁰。ここでは上記のことをふまえて、ヒルシュが21世紀に入ってまとめた『唯物論的国家論』(邦訳『国家・グローバル化・帝国主義』)によってその主張に立ち入ってみよう。

同書は、グラムシやプーランツァス、(パシュカーニスにはじまる)国家導出論などを束ねつつ、とくにプーランツァスの国家規定を、マルクス「経済学批判」で展開された「資本主義の社会的形態」に関する分析と結合させようとしている(「日本語版へのまえがき」)。ヒルシュは、国家とは「単に特定の自明な組織体や機能連関としてでなく、むしろ敵対的で矛盾をはらんだ社会編成化 *Vergesellschaftung* の諸関係の表現」であり、「支配と搾取の関係が特定の歴史的条件のもとで帯びる形態」であると言う⁴¹。ここから資本主義のもとでの「社会的形態」、「政治的形態」の位置付けがなされる。

手がかりはマルクス/エンゲルス『ドイツ・イデオロギー』の叙述、「特殊な利益と共同の利益との矛盾から、共同の利益は国家として、現実的な個別のおよび総体的利益から切り離されて独立した形態を帯びる」ということに求められる(p.7)。これをのちの『資本論』における価値形態論、とくに商品(貨幣)の物神性論と結びつけて国家論へ発展させようとするのである。

³⁹ 田口富久治『現代資本主義国家』前出、p.75-80。

⁴⁰ 近藤正基『現代ドイツ福祉国家の政治経済学』ミネルヴァ書房、2009。

⁴¹ J. ヒルシュ『国家・グローバル化・帝国主義』表弘一郎ほか訳、ミネルヴァ書房、2007(原著2005)、p.2, 7。以下、引用ページは同書。

「物理的な強制暴力がすべての社会階級から切り離された、しかも経済的な支配階級からさえ切り離された暴力である場合のみ、すなわちまさしく国家という形状をまとう場合のみ、資本主義的諸関係は十全な発展をみることができる」(p.10-11)。ヒルシュは商品物神と貨幣物神を明確に区別していないが、価値形態論の帰結としての「貨幣」の位置に「国家」が位置付けられていることは明らかである。資本主義のもとでの2つの基本的社会形態は、「貨幣において表現される価値形態と、社会から分離した国家において表出される政治的形態」であるとされる(p.12)。以前の国家導出論からの転換であると言える。

国家と社会の分離は絶対的なものではなく、むしろ相互作用し合う。政治的形態の根本的矛盾は、「階級による社会編成化 *Vergesellschaftung* と市場による社会編成化との統一である資本主義的社会編成化を表現しているという点」にあるとされる(p.16)。*Vergesellschaftung* は一般に「社会化」と訳されている概念であるが、「階級による社会編成化」というよりもまず「市場における社会編成化」が、私的所有のもとでの社会的分業として展開されていることに「根本的矛盾」が求められるべきであろう。ヒルシュにおいては、商品・貨幣論レベルでの論理と資本・賃労働論レベル（あるいは階級論レベル）の論理が厳密に区別されて関連付けられているわけではない。

この2つの論理を統一するという課題は、パシュカーニスにはじまる商品交換論的な法・権利理解、それを批判して私法・公法・社会法論を提起した加古裕二郎『近代法の基礎構造』(1964年)などによる研究蓄積を発展させる課題として、日本では藤田勇がすでに提起していたことである。藤田は「法の上部構造の定在諸形態の編成を表現するカテゴリー系列」として、①私的所有の運動を媒介するカテゴリー、②その世代間継承にかかわるカテゴリーに加えた、③階級的・政治的支配=従属の諸関係、その編成の中軸となる国家の活動にかかわるカテゴリー、④社会的諸関係を総括的に、集中的に表現するカテゴリーを挙げていた⁴²。商品・貨幣論レベルと資本・賃労働論レベルの関係は、①および②と③の関係に相当するが、藤田はそれに立ち入った検討をしていない。④は「主権や人権」を問題にするとしているが、それもその後に具体化されるべき課題となった。本稿〈表-1〉は、近現代的国家の展開にともなう公民と市民（あるいは主権と人権）の分裂、商品・貨幣から資本・賃労働関係への展開をふまえて、とくに1980年代における「第3世代の人権」論以後の動向を念頭において、現代社会権の展開構造を示している。

ヒルシュは、資本主義的社会編成化様式のもとでは、「人びとは、階級の成員であると同時に形式的には自由で平等な公民」であり、この矛盾が「社会的紛争をうながし、そうした紛争をとおして国家の形態がうち立てられ維持される」としている(p.17)。そして、国家と社会の資本主義的分離こそが、「公共的生活」と「私的生活」の対立を生み出したのであり、そのことは「国家と社会の関係が資本主義的な価値増殖過程のみによって規定されるのではなく、この過

⁴² 藤田勇『法と経済の一般理論』日本評論社、1974、p.295-6。

程と密接に結びついたジェンダー、エスニシティ、ナショナリズム、人種差別による抑圧と搾取の関係によっても規定されている」ことを意味すると言う (p.21)。個人レベルについては「公民や市場の個人」(p.24)や「孤立された公民」(p.37)にも関説しているが、「市場の個人」における「私的個人と社会的個人」の対立にも触れるべきであろう。それこそ商品・貨幣論レベルにおける基本的矛盾にかかわるもので、国家導出には不可欠な論理であるはずである。

ヒルシュによれば、「政治的形態は社会的な敵対関係と階級関係を『人民』と『国家』の対立に、官僚制的な紛争に、そして政党や利益団体による競争に転化する」(p.26)。政治的形態の諸矛盾は市民社会の組織や制度の内部でも表現されるが(グラムシのいう国家=政治社会プラス市民社会)、両者は「構造的な紛争にまわりつかれて矛盾をはらんだ統一体」(p.25)であり、国家と社会との複合体全体が「互いに依存しあうと同時に矛盾する関係にも置かれた諸制度の体系を形づくる」(p.27)。「制度」については、A. ギデンズの「構造化理論」をふまえて、社会形態概念は「社会的な構造—社会編成化様式—と行為とを、ひいては制度と行為とを媒介する連関のこと」であり、「もろもろの社会的な矛盾の表現として制度化の過程を基礎付け、支え、制限しているが、それを一義的に決定しはしない」と言う(p.30)。「制度は社会的行為を誘導し、かつ制限する」、制度化の過程は、人びとが思うがままに進展するのではなく、「形態が生む強制」に服しているとされる(p.33)。

この「形態が生む強制」は、国家装置の構造と機能様式をもたらす。それは、以下のようにまとめられている(p.40-41)。

- ① 政治的形態(国家と社会の分離、政治と経済の分離)にもとづいて、国家活動の基本的な手段は、物理的な暴力行使、それに依拠する物的な資源の投入である。
- ② 物理的強制暴力は、法形態の影響に服し、そこから代表制的で議会主義的諸制度も生まれるが、法形態自身は暴力にもとづいている。
- ③ 物的な資源の動員と投入は貨幣形態にもとづいている(国家は貨幣を創出するのではなく、それを保証し規制するが、世界市場によって規定されるがゆえに危機の可能性にさらされている)。

以上は、資本主義国家の「一般的な構造的指標」とされるが、それが「なぜ、いかにして成立したか」については語っていないとして、資本主義国家の歴史的な発展の考察に移行している。ヒルシュはその際、マルクス『資本論』の原始的蓄積過程論を念頭においている(p.42)。確かに原始的蓄積過程においては、国家と政治的暴力が果たす重要な役割が強調されており、そのことをふまえて歴史的展開を検討することは重要なことである。

しかし、理論的に『資本論』の貨幣論に即して言えば、「なぜ warum, いかにして wie」はそれぞれ、物神性論(『資本論』第1部第1章第4節)と価値形態論(同第3節)の論理であったはずである。何によって wodurch(交換過程論=第2章)、何 was(貨幣論=第3章)の論理もふまえて、それらの区別と相互関連によって総体としての国家論の論理として展開する余地があったように思われる。筆者は前々稿において、教育制度にかかわってその試論的検討をして

みたのであるが、その端緒範疇は「近現代の人格」であった。国家論においては「権力」、ヒルシュに即して言えば「暴力」がキー概念になるであろう。権力の源泉は「社会的な力」であるが、それが「資本の力」となり、「国家権力あるいは暴力」として展開するメカニズムが明らかにされなければならない⁴³。その上で、人格と同様、形式的・法的理解を超えて、実体・本質・主体としての国家の構造的な理解が求められる。ヒルシュはしかし、そうした方向での国家論を展開しているわけではない。

ヒルシュは第2章で「社会と国家の変容過程」を整理しているが、それはグローバリゼーション時代のポスト・フォードイズムにも及んでいる。その分析を支える主たる理論はレギュレーション理論とグラムシの「ヘゲモニー」論である。ポスト・フォードイズム時代の「蓄積体制」の重要指標としては、次のようなことが挙げられている (p.135-41)。

①賃金関係と労使関係の非正規化と不安定化、②大衆の実質所得の停滞・減額にあらわれる社会的な力関係の変化、③経済関係の金融化、④国民国家による貨幣規制の事実上の撤廃、⑤独占的組織形態による包括的国家介入・保護の解体、⑥資本の価値増殖のための新しい社会的領域の開拓、⑦社会の全般的資本主義化のあらたな進展、⑧空間と時間の圧縮とともに拡大、である。いずれも超国家アメリカと多国籍企業に主導された新自由主義的政策の展開によってもたらされたものであると言える。これに対して諸制度にかかわる「調整様式」の本質的指標としては、(1)新しい国際的な権力配置、(2)空間的な細分化と国際化、(3)新しい形態の競争規制、(4)全般的資本主義化、とくに自然と知識の商品化、(5)国家的なものとの私的なもののネットワークの拡大による「広義の国家」変容、が指摘されている (p.158)。グローバル国家、ヒルシュの用語で言えば「国際化した競争国家」の展開であると言える。

これらをフォードイズムからポスト・フォードイズムへという「段階論」的な整理に終わることなく国家論の展開としてみるならば、ヒルシュが資本主義国家の「一般的な構造的指標」としてあげた、商品・貨幣論の世界における国家理解を超えて、資本・賃労働論的世界における国家論を必要とするであろう。歴史的展開過程においては、原始的蓄積過程だけでなく、資本蓄積論＝階級編成論に対応した国家論（および制度論）、そして「国家導出論争」で強調していた「利潤率の傾向的低下傾向と反対作用」、あるいは恐慌とそれへの国家制度的対応が検討されなければならないであろう。

ヒルシュは、政治的には「ラディカルな改良主義」「解放的な政治」を主張し、それは「長期にわたる経験、啓蒙、学習の過程」だとしているが (p.243)、そうした実践への媒介項は見えない。ラディカルとは「資本主義の社会的形態に意識的に対抗し、この形態を打破するという点」、つまり「形態規定一究極的には『政治』と『経済』の分離、『国家』と『社会』の分離、そしてそれらの制度的表現形態一が止揚される」ことで、「資本主義国家を超える民主主義」とされる (p.246-7)。それこそ、〈表-1〉で示した社会的諸実践にかかわるものであろう。今日求めら

⁴³ 唐渡興宣『資本の力と国家の理論』青木書店、1980。

れているのは、改良主義を超えた革新主義（ラディカリズム）から、包容主義をふまえた、グローバル主義の実践である。

III 国家のヘゲモニーと社会制度

1 国家論とヘゲモニー関係

レギュラシオニストやヒルシュは、彼らが出発点としたグラムシやアルチュセール（あるいはブルデュー）が重視した教育と教育制度について特別にふれるところはなかった。それは彼らの主要な課題が経済学と「唯物論的」国家論にあったからかもしれない。しかし、「調整様式」には社会制度の位置付けが不可欠である。その理解から、社会制度の一環としての教育制度の理解への示唆をさぐることもできよう。鍵となるのは、彼らが高く評価したグラムシに始まる「ヘゲモニー」の位置付けである。グラムシは「ヘゲモニー＝教育学的関係」としていたから、ヘゲモニー論の延長線上に教育制度論を考えることが可能であろう⁴⁴。

福祉国家から新自由主義的企業国家への移行過程における社会制度は、国家の危機、あるいは危機管理型国家の展開と不可分のものとして考えられる（〈表-1〉表頭）。レギュラシオニストが活躍した1970年代から80年代にかけての時期は「国家論のルネッサンス」と呼ばれ、ネオ・コーポラリズムやネオ・マルクス主義を含めて多様な国家論が提起された⁴⁵。ここでは、代表的な整理として村上和光のものを取り上げ⁴⁶、レギュラシオン理論（ヒルシュを含む）に関連するマルクスとグラムシの国家論についてみておこう。

村上によれば、マルクス国家論は「初期マルクス型」「ドイツ・イデオロギー型」「(共産党)宣言型」「資本論型」の4つがあるが、最後の「資本論型」が到達点である。その意義は、①論理的展開方法、②「市民社会—国家」図式、③国家の形態と実質の統一化（国家の組織化作用と支配階級の利害貫徹の実現）、④法治国家による組織化・総括、⑤資本—賃労働関係に立脚した国家正統性論、である。ヒルシュの国家理解に重なるが、村上はその限界として次の3つの点を挙げていた。第1に、「法治国家」的組織化作用の具体的解明の不十分さ、第2に、階級支配の道具としての「階級国家論」の残存、第3に、ブルジョア国家の基本形（法治国家）と国家の現実的形態（たとえば、租税国家、行政国家）の統一的分析方法の未確立、である（p.90-3）。これらへの対応は、19世紀末からの帝国主義段階の国家論で問われた。その結果、20世紀前半に現代国家論が生まれたが、その代表例として、H. ラスキとともにあげられているのがグラムシである。

⁴⁴ アルチュセールとブルデューについては前稿、グラムシについては、拙著『エンパワーメントの教育学—ユネスコとグラムシとポスト・ポストモダン—』北樹出版、1999、同『現代教育計画論への道程—城戸構想から「新しい教育学」へ—』大月書店、2008、を参照されたい。

⁴⁵ 加藤哲郎『国家論のルネッサンス』青木書店、1986、参照。

⁴⁶ 村上和光『国家論の系譜』世界書院、1987。以下、村上からの引用は同書。

グラムシの国家論は、「国家＝政治社会＋市民社会、すなわち強制の鎧をつけたヘゲモニー」という「国家の一般概念」に集約される。村上がその特質としてあげているのは、次の4つである (p.141-4)。①「強制」にもとづく統治機構 (政治社会) だけでなく、「市民社会」を含めて国家の幅と範囲を拡充しつつ、国家機能の展開に立ち入って考察したこと、②「市民社会」における「同意」プロセスに立脚する「ヘゲモニー」機能を媒介として「政治社会」と「市民社会」を結びつけていること、③以上によって現代資本主義国家のもつ多面的・重層的な統治構造と権力作用チャンネルの分析に有効な視点を提供していること、④「体制の組織者としての国家」(マルクス)の継承・具体化になっていること、である。

村上はいずれもをふまえて、グラムシ国家論を次のように総括している。第1に、国家成立論としては、歴史的というより論理的成立論であり、土台－上部構造論にもとづいたものである。第2に、国家機能論としては、ヘゲモニーに立脚した体制の組織化に中軸があり、「資本論型」マルクス国家論の現代的適用である。第3に、国家機構論としては、国家と市民社会を媒介する諸政治ファクターが位置付けられ、より広く現実的な国家機構メカニズムが導入されたことである。第4に、国家構造論としては、国家は一定の実体ではなく、国家関係論＝形態論としての特徴をもっていることである。第5に、国家本質論としては、ヘゲモニーの獲得による国家正統性論に基軸があることである。これら全体として、グラムシの国家論は「資本論型」マルクス国家論の現代的適用だと結論づけられている。

村上はその後「現代国家論の再構成」として、構造主義とくに「国家のイデオロギー装置」論 (アルチュセール) とフランクフルト学派とくに「権威主義国家論」(ホルクハイマー)を挙げる。そして、両理論は「構造主義—①国家の政治作用分析の不十分性と②実体的基礎づけの明確さ、とフランクフルト学派—①国家の政治作用分析の具体化と②実体的基礎づけの弱さ、という逆の関連」にあり、その統一的理解が必要だとされている (p.164)。この理解を前提にして、現代国家論の体系化をめざす「新展開」が吟味されている。

取り上げているのは、ミリバンツァス『現代資本主義国家論』とプーランツァス『資本主義国家の構造』である⁴⁷。いずれもマルクス→グラムシの延長線上にあらたな体系化を試みたものであるが、両者間の論争もあった⁴⁸。村上の評価は、「ラスキ的な多元主義の影響を受けたミリバンツァスが、権力支配機能における具体的チャンネルの解明の裏側で経済過程からの実体的規定の側

⁴⁷ ここにフランクフルト学派の「新展開」も加える必要があろう。たとえばオッフエは、「後期資本主義」システム＝福祉国家の正当化問題、システム統合と社会統合の矛盾、そこにおける「構造的選択」などを展開している。C. オッフエ『後期資本制社会システム—資本制の民主制の諸制度—』寿福真美編訳、法政大学出版局、1987 (原著 1988)。政治制度分析の課題としては、「資本制国家の経済的機能と正当化の機能の矛盾」、「抑圧機能を発見するだけでなく、その文明化的・開放的作用つまりその正当性 (あるいは合理的な承認に値すること) の諸条件」の解明を挙げている (同書、pp. vi, 76)。

⁴⁸ 田口富久治『マルクス主義国家論の新展開』青木書店、1979、河合恒生『国家論の基本問題』青木書店、1989、など参照。

面に不明瞭さを残した」のとまさに逆に、アルチュセール「構造主義」の流れをくむプーランツァスにおいては、「経済過程による国家の客観的・構造的決定性の明確化の裏面として国家の体制組織化作用がやや形式化されてその機能分析が不十分に終わるという難点」(p.175-6)が生まれているということである。

村上はさらに、1970-80年代における「現代国家論の最前線」として、ジェソップとネオ・コーポラティズム（シュミッター、レームブルック、パニッチラ）を検討している。前者はマルクス→グラムシ→プーランツァスの批判的継承をふまえて、体制組織化の現実的・政治闘争論的把握をはかろうとするものであり、後者は巨大組織と国家管理の融合、国家—資本—労働の3者統合体の分析視点を提供するものである。国家論的にみれば、現代国家の「構造と機能」⁴⁹にかかわるテーマの具体化であると言える。

以上をふまえて本稿は、次節でグローバリゼーション時代の国家論、次々節で日本資本主義国家論について検討する。ここではその前に、村上自身の「国家論の方法と体系」にふれておこう。彼の「資本論型」国家論の理解は、経済学にいわゆる「宇野理論」をベースにしている⁵⁰。

村上によれば資本主義国家論は、原理論として分析の「基準」となる『資本論』全3巻の体系をふまえつつ、「資本制的生産の自立＝自律性のロジック」と「上部構造としての政治ロジック」を並存するものとして把握したうえで、「両者の構造的『対応』関係」を考察することが重要である。その体系は、「基本型」→「歴史型」→「現代型」→「個別型」という3段階論ないし3・5段階論として構成されるべきだとされ、基本型＝法治国家→歴史型＝帝国主義国家→個別型＝国独資体制下の「現代国家」という展開が考えられている (p.230)。「宇野3段階論」の応用である。

しかしながら、まず基本型＝法治国家という規定は一面的であり、そのことは村上自身が整理したマルクス「資本論型」国家論からみても明らかである。たしかに、村上は「法治国家」として「法の支配」だけでなく、体制の組織化という「国家形態論」や、階級利害の貫徹という「国家実体論」を含めて考えようとしている (p.232)。しかし、法治国家はまず第1巻の第2章「交換過程」論の論理を基本に考えられるべきである。そこからはじまって、第1巻全体の論理展開をふまえる必要がある。本稿〈表-1〉では現代国家を、表底に示した『資本論』第1巻の物象化＝自己疎外＝社会的陶冶の論理展開に対応したものとして提示している（「階級・階層」は第7編「蓄積論」に相当）。

もちろん、『資本論』も第1巻だけでなく第3巻まで（いわゆるプラン前半体系）、すなわち

⁴⁹ 福井英雄『現代国家の構造と機能』青木書店、1987。ただし、「相対的自律性」(p.82)の視点から論じられている官僚制度については、M. ウェーバーとマルクスあるいはレーニンと対比した再検討が必要である。橋下剛『人間主義の擁護—疎外論・官僚制論・組織論—』窓社、1998、II、E.O. ライト『階級・危機・国家』江川潤訳、中央大学出版部、1986（原著1978）、第4章。

⁵⁰ レギュレーション理論と宇野理論の異同についても議論されている。たとえば、ボワイエ『レギュレーション理論』前出の〈訳者解説〉（山田鋭夫稿）。

「ブルジョア社会の総括」としての国家までの間の論理の中で考えられなければならない。レギュラシオン理論がとくに意識したのは「相対的剰余価値生産」論であったが、第II章でアグリエッタの「蓄積様式」「発展様式」論、第3章でヒルシュの国家論でみたように、結局は3巻までの全体の論理が必要となる。しかしながら、「資本論型」国家論を評価したはずの村上は、その「基本型」を（商品・貨幣論が前提となる）法治国家とした後は、宇野3段階論的展開にこだわっている。その結果、「資本論型」国家論を現代国家分析の視点として生かしていく道をみずから断ってしまっていると言えるであろう。

〈表-1〉では、先進諸国における戦後国家の歴史的展開を念頭におきながら、現代国家を法治国家・福祉国家・企業国家・危機管理国家・グローバル国家の矛盾的重層構造として理解している。ただし、日本については、1940年代後半の法治国家、50年代の行政国家、さらに60年代以降は福祉国家というよりも「開発国家」として理解した方がよいであろう。また、1980年代の中曽根政権下では企業国家化が進んだが、同時に権威主義的国家への志向性もみることができる（この点、後述）。このように、歴史的に立ち入ってはより具体化に把握されなければならないが、先進国に共通な現代資本主義国家の基本型は上記の5つの重層構造として考えることができるのである。

2 グローバリゼーション時代の国家論

冷戦体制崩壊後、超国家アメリカと多国籍企業が推進してきたグローバリゼーションは、国家のあり方を変容させている。その特徴については、IIでみたりピエッツやヒルシュも指摘していたのであるが、ここでは前節でみた村上が「現代国家論の最前線」としていたジェソップ国家論の、21世紀に入ってからの新展開をとりあげてみよう。

ジェソップは、それまで欧米においてフォーディズム（アトランティック・フォーディズム）を基盤として展開してきた「ケインズ主義的福祉型国民的国家(KWNS)」から「シュンペーター主義的勤労福祉型脱国民的レジーム(SWPR)」への転換を指摘する。この間の、次のような移行傾向をみるからである⁵¹。

- (1) ケインズ主義的完全雇用からシュンペーター主義的経済介入へ
- (2) 社会的再生産の福祉主義的様式から勤労福祉（ワークフェア）様式へ
- (3) 経済外的なものの経済的・社会的機能という点で、国民的規模の優位から脱国民的相対化へ
- (4) 混合経済における市場の失敗を補うための国家介入の優位から、公私間協力が強調され、また、ネットワーク型経済における国家と市場の失敗を補うために自己編成型ガバナンス・メカニズムへ

⁵¹ B. ジェソップ『資本主義国家の未来』中谷義和監訳、御茶の水書房、2005（原著2002）、p.352。以下、ジェソップからの引用は同書。

SWPRの「レジーム」は「蓄積体制」の意味であり、レギュラシオン理論の影響が大きいことを示している。前提とする国家論には、ポスト・フォードイズム時代の「シュンペーター主義的競争国家」が考えられている。それは「知識基盤型経済」のもとでの「競争国家」、つまり自国資本（海外で活動している場合を含む）が他国を拠点とする経済的アクターや空間との競争に打ち勝つために「重要と思われる経済的・経済外的諸条件を整えることによって、国内の経済成長を、また、国内を拠点とする資本の競争優位を確保することを、あるいは、いずれかを目標している」（p.136）国家である。「シュンペーター的競争力」とは、経済的・経済外的諸要素に関して「個人と集団が持続的イノベーションにかかわりうる能力をどの程度に開発するかにか左右される」（p.173）と考えるものである。ポスト・フォードイズムの知識基盤型社会では、まさにこの「シュンペーター的競争力」が最重要となると考えられている。

以上を含んで提起される理念型としてのSWPRは、KWNSと次のような著しい違いがあるとされる（p.362）。すなわち、①国内の完全雇用よりも国際競争力の強化、②再配分型福祉権よりも、社会政策の生産主義的再秩序化、③国民的国家の優位よりも、他の規模の個別の国家活動、④混合経済におけるガヴァメントよりも、交渉型のネットワーク社会におけるガヴァナンスが重視されることである。「アトランティック・フォードイズム」という表現にみられるように、欧米先進国の「福祉国家」の経験、その諸類型と「新しい福祉国家」への動向の中で、とくに「ニューレイバー」のブレア政権誕生（1997年）以後の、「第3の道」路線を進むイギリスの経験が踏まえられていると言ってよい。

旧来の社会民主主義や新自由主義と異なる「第3の道」を理論的に支えたのは、A. ギデンズであった。彼は、その道が重視する価値は、平等・弱者の保護といった社会民主主義的伝統をふまえてグローバル化と情報革命に対応する、自主性としての自由、責任を伴う権利、民主主義なくして権威なし、世界に開かれた多元主義、そして哲学的保守主義（変化へのプラグマティックな対応）である、という⁵²。そうした価値理念のもと、行政の民主化・効率化を進めると同時に「アクティブな市民社会」「ポジティブ・ウェルフェア社会」（「ワークフェア」につながる）を育てるような「社会投資国家」が提起されたのである。実際のブレア政権をみれば、とくにグローバル市場に対して新自由主義的枠組みを受け入れているのではないかと思われるような政策動向があり、ギデンズはそれらへの批判に対する応答をしたが⁵³、最終的にはニューレイバー路線と袂を分かつことになった。ジェソップはこうした動向の中で、『資本主義国家の未来』を考えたのである。

日本では、北欧などに典型的にみられる福祉国家は未展開で、企業社会と家族に支えられたいわゆる「日本型福祉」として展開してきたが、グローバル化時代＝バブル経済崩壊

⁵² A. ギデンズ『第3の道—効率と公正の新たな同盟—』佐和隆光訳、日本経済新聞社、1999（原著1998）、p.115-121。

⁵³ A. ギデンズ『第3の道とその批判』今枝法之・干川剛史訳、昇洋書房、2003（原著2000）。

以後の日本型雇用の崩壊傾向と同時に、とくに WTO 加盟(1995 年)以後は、国際競争力強化・多国籍企業の利益を最優先する「グローバル国家」化が進み、「規制緩和」「構造改革」が進む 21 世紀の政策のもとでは、SWPR として指摘されているものと同様の動向が見られると言ってよい。グローバル国家の基本的な政策理念は「新自由主義+新保守主義=大国主義」である。それは、現政権に至るまでますます前面に、そして全面に拡大している政策理念である。

なお、フォーディズムから「ポスト・フォーディズム」へというレギュラシオンの図式で「日本的生産システム」を捉えることには批判もなされてきたこともふまえておくべきであろう。そうした批判をふまえた「多元的資本主義発展論」の立場から山田信行は、日本の「世界に優位を誇るフレキシブルな生産システム」も一般的パターンからの「特殊性」として捉えるのではなく、固有の歴史的発展過程において理解する必要があることを指摘していた⁵⁴。より重要なことは、生産管理だけでなく労務管理・労使関係、さらには労働者の労働・生活実態とのかわりまで含めて捉えていくことである。ウルトラ・フォード主義やネオ・フォード主義、トヨタイズムやオオノイズム、あるいはリーン生産方式などとも呼ばれ、日本型ポスト・フォーディズムの代表とされてきたトヨタ・システムを実証的に研究した猿田正機は、教育訓練管理を含む労務管理、さらにはそれらが地域にまで拡大して、管理教育や教員管理、自治体労務管理まで進めていることを明らかにしている⁵⁵。現代国家論・教育制度改革論はこうした現実もふまえて展開されなければならないであろう。

ここでは本稿の課題に焦点化して、ひとつに、21 世紀的現代国家論の出発点ともなったジェソップの「シュンペーター的競争主義国家」や「シュンペーター的勤労福祉の脱国民国家レジーム」で、知識基盤経済の重視のもとでの教育の役割が重視されてきたことに着目しておきたい。ニューレイバー政権の当初から「教育、教育、教育」が叫ばれ、とくに「社会的排除問題」に対応する勤労福祉（ワークフェア）政策においては教育・訓練が重視されてきた。日本の若者対策などでは、自己責任論をとまなう「就労自立」が強調され、それに対応する教育・訓練が推進されてきた。ジェソップはひろく、知識基盤経済では「再帰性と学習」、「知識の再習得や生涯学習」への志向性があり、ポスト・フォーディズムが「フレキシブルで普段に革新的」であることを求め、「イノベーション・システムの複合化」や「コンピテンシーのシステム」が進展することも指摘していた（pp.150, 155, 221）。

21 世紀日本の教育政策では、情報社会を超えた「知識基盤社会」や「知識循環型社会」、最近では「超スマート社会 Society 5.0」に対応した学習や教育が強調され（「第 3 期教育振興基本計画（2018-2022 年度）」）、最近の全国学力テストや学習指導要領などにみられる教育政策においては、OECD 発のコンピテンシー形成論が中心的位置を占めるようになってきている。こうし

⁵⁴ 山田信行『階級・国家・世界システム—産業と変動のマクロ社会学—』ミネルヴァ書房、1998、p.51。

⁵⁵ 猿田正機『トヨタシステムと労務管理』税務経理協会、1995、第Ⅳ部参照。同『日本の労使関係と「福祉国家」』税務経理協会、2013、補章 6、7 も参照。

た日本の教育政策は、とくにアングロサクソン系の国（アメリカとイギリス）における「教育の標準化」政策を参考にしている。それらに対して、たとえばイギリスのハーグリーブスが「知識社会」における学校と教師をめぐる対抗関係として、「専門職の学び合うコミュニティか、それともパフォーマンス・トレーニングのセクトか？」を提起し、知識経済・知識社会による「創造的破壊」（J. シュンペーター）がもつ破壊的な側面を「埋める力」（他者への思いやり、コミュニティそして地球市民としての自覚）を促すような「創造性と独創性」を培うことの重要性を強調している⁵⁶。

そこで育まれるべき能力とは、①深く認知的な学び、創造性、②研究をデザインし、ネットワークやチームのなかで働くことで教師として生涯にわたる専門的な学びを追求する能力、③問題解決やリスク・テイキングにあたり、協働の過程で信頼を確立し、変化に対応する能力や組織としての持続的な向上に尽力する能力、の3つとされている。これらを育てる「専門職の学び合うコミュニティ」の例として、日本の「授業研究」などの「協働文化」をふまえ、福井大学の教員養成システムにも支えられた、福井市至民中学校の例があげられている⁵⁷。パフォーマンス・トレーニング・セクト的政策は日本の教育政策では「教職コアカリキュラム」や「学校スタンダード」などによって進められている。ハーグリーブスの提起する情報社会に対応する「3つの能力」については、まさに日英の教員養成のヘゲモニックの対抗関係において現実的に捉えることが必要になっている。

着目すべきもうひとつは、ネットワーク型の「メタ・ガバナンス」が重視されていたことである。ガヴァメントからガヴァナンスへという動向を超えて、「ガヴァナンスのガヴァナンス」が求められ、そこでの国家の役割が強まっているというのである（pp.340, 343）。「市場・ガヴァナンス・国家という一般的な政策サイクル」が生まれるが、メタ・ガヴァナンスもまた失敗する可能性を持っている中で、それへの対応が求められている。教育の領域においてそれは「品質保証国家」による教育改革と呼ばれ、市場原理と事後評価の組み合わせによって、「ある種の永続改革」として進められてきた⁵⁸。日本でも「評価国家」化が進展している⁵⁹。そうした中で、「教育評価」そのもののあり方が問われ、グローバルな広がりにおいて教育評価改革（外発と内発を含む）が進んでいるのが現状である⁶⁰。

「新しい公共」が求められ、自治体においても市場化・委託化・民営化を進めるガヴァナンスによる「新公共経営 New Public Management」が導入され、それを目標管理・結果管理によって国家的統制をするというメタ・ガヴァナンスが展開されてきている。それは、教育制度にか

⁵⁶ A. ハーグリーブス『知識社会の学校と教師—不安定な時代における教育—』木村優ほか監訳、金子書房、2015（原著2003）、第6章、序章（pp.2, 6）。

⁵⁷ 同上、「日本語版によせての序文」、p.23-4。

⁵⁸ 大田直子『現代イギリス『品質保証国家』の教育改革』世織書房、2010、pp.109, 173。

⁵⁹ 早い時期の提起としては、三上和夫『教育の経済——成り立ちと課題——』春風社、2005、第3章。

⁶⁰ その動向については、田中耕治編『グローバル化時代の教育評価改革—日本・アジア・欧米を結ぶ—』日本標準、2016。

かわる領域でも同様であり、学力向上対策や学校スタンダード、カリキュラム・マネジメント、あるいはコミュニティ・スクールや学校・地域協働事業などの教育政策は、そうしたメタ・ガバナンスの一環と考えられる。

こうしたなかで、たとえばイギリスのウィットティは、教師における「民主的専門性」の必要性を提起している。それは、「消費者の権利と、これまで社会民主主義と新自由主義の両政策の利益から除外されてきた人々に声を与えるような新しい市民権の概念とのバランスをはかる」もので、「新たなかたちの集团的結びつきの発展を可能にする新しい公共空間を、国家と市場化した市民社会の間に発展させること」が必要だと主張している⁶¹。21世紀に深刻化してきた社会的排除問題に対応し、国家と市民社会の対立を乗り越える実践の中で学校と教師のあり方、それらをふまえた「新しい公共性」を創造するための教育改革の方向を考えようとしているのである。それは、〈表-1〉で示した現代的人権とそれらを具体化する社会的協同の諸実践に支えられたものであってはじめて現実的であろう。

今日、近現代国家＝資本主義国家は、資本主義そのものの崩壊や終焉が議論されている中でその存在意味が問われている⁶²。当然、社会制度や教育制度は大きな制度改革の嵐に見舞われているが、その理解は将来社会を見据えたものでなければならないであろう。そのためには、社会制度・教育制度の基本的理解を深めると同時に、制度改革の担い手のあり方を視野に入れておく必要がある。その際に、われわれがこれまでの遺産として受け継がなければならない理解こそ、グラムシにはじまる「ヘゲモニー論」と「知識人論」である。

3 日本型資本主義国家をめぐる

前節で関説した日本的な資本主義国家という場合、一般に明治維新以後の日本国家の展開が前提となっているのであるが、それを支える制度や技術や精神ということになると、それ以前に遡って考えることも必要である。寺西重郎は最近、M. ウェーバーが提起した「資本主義の精神」に習い、『日本型資本主義』の精神を宗教にさぐり、それを「鎌倉新仏教」にはじまり江戸時代に完成した大乘仏教的な精神に求めている。西欧キリスト教や東アジア儒教とは異なる「仏教が支えた資本主義の精神」である。その価値観、行動原理などをふまえた「日本資本主義の精神」は、次のようにまとめられている⁶³。

すなわち、「個人の周りの世界」については、「個人としての自分と公共世界」において捉えるキリスト教世界、「自分の家族と先祖からなる私的世界と礼教的国家秩序」と考える儒教的世

⁶¹ J. ウィットティ『教育改革の社会学—市場、公教育、シティズンシップ—』堀尾輝久・久富義之監訳、東京大学出版会、2004（原著2002）、p.28-29。

⁶² たとえば、D. ハーヴェイ『資本主義の終焉—資本の17の矛盾とグローバル経済の未来—』大屋定晴ほか訳、作品社、2017（原著2014）、W. シュトレック『資本主義はどう終わるのか』村澤真保呂・信友建史訳、河出書房新社、2017（原著2016）、若森章孝・植村邦彦『壊れゆく資本主義をどう生きるか』唯学書房、2017。

⁶³ 寺西重郎『日本型資本主義—その精神の源—』中公新書、2018、p.228。以下、引用は同書。

界に対して、「身近な他者」（自然を含む）をとおして理解する日本の「仏教世界」である。寺西は、現代の資本主義的世界をこれら「3つの資本主義の精神」からなる「異種精神の相克と共存の時代」と捉えている。寺西によれば、比較精神論的にみて、日本の経済行動は「西洋や中国の資本主義の精神の特質の、裏側」として考えられる。それはまず、公共の重視というよりも「身近な他者の重視」という点に現れるが、より注目すべきは、「労働力の商品化」に関することである。つまり、「日本では職業的求道によって、人間の労働が人的資本の形成を伴うという観念が強く、このため、労働力と労働者の人格は一体のものであり、労働力は人格から切り離して売買することはできないと考える」（p.247）、と。

寺西は、こうした精神から生まれる日本の経済社会のよさを進化させ発信することの重要性を強調している。すなわち、「身近な他者との深い交わりを大事にし、人格陶冶としての労働を尊び、自然とともに生きる姿勢をもつなど」の価値の視点から、「自由貿易の主張を組み立て、かつ要素市場のグローバル化の意味を考える必要」があるとしている（p.267）。こうした理解は、超大国アメリカと多国籍企業、とくに投機的金融資本が主導するグローバル化への一定の批判の役割も果たすであろう。アメリカと中国という大国との関係、あるいは東アジアの中での日本の位置付けを考え直すひとつのきっかけにもなる（たとえば、Iでみた佐藤学の「東アジア型教育」論の捉え直し）。

とはいえ、今や日本資本主義国家は新自由主義的グローバル化を進める重要な一面をなしている。その特徴は、新自由主義的国家の一形態として理解する必要がある。新自由主義国家は福祉国家の改変として展開したから、その類型を考える基準は、まず福祉国家の類型であった。

福祉国家の類型として知られているのは、エスピン-アンデルセンのものである。彼は、T. H. マーシャルと K. ポランニーに学んだ「脱商品化」と「社会的階層化と連帯」を基準にしながら、家族・市場・政府から成る「福祉国家レジーム」の3つの基本類型として、①自由主義、②社会民主主義、③保守主義の3つを提起した。『福祉資本主義の3つの世界』（1990年）である。ヨーロッパ中心のこのモデルでは、「日本型」は位置付けられなかった。しかし、その後「東洋型」や「アメリカ太平洋型」の福祉国家モデルが提示される中、「日本型福祉国家」の検討を進め、同書の「日本語版への序文」（2001年）では、日本の福祉システムは「自由主義—残余主義モデルと保守主義—コーポラティズムモデル双方の主要要素を均等に組み合わせている」ことを確認し、「自由主義と保守主義との独特な合成型」として理解できるのではないかとしている。ただし、日本の福祉システムはまだ発展途上にあるがゆえに、それを「第4のレジーム」として提案することはためらう、と言っていた⁶⁴。

そこでは、日本のシステムは「戦後構築されたアドホックな制度」とされている。ドイツ的

⁶⁴ G. エスピン-アンデルセン『福祉資本主義の3つの世界—比較福祉国家の理論と動態—』岡沢憲英・宮本太郎監訳、ミネルヴァ書房、2001（原著1990）、「日本語版への序文」。

保険主義から借用した年金保険・医療、占領期にアメリカから導入された社会扶助に加えて、とくに日本的だとされてきた、制度空白を埋める形で発展してきた「企業福祉」、南欧と共通する「家族主義」、そして「終身雇用関係」の諸制度である。しかし、これらがなお福祉システムとしては「可塑的で、形が定まらない状態」にある中で、グローバリゼーションと「ポスト工業化」の諸問題に直面することになった。見通しとしては、「企業福祉と家族福祉がともに、徐々にではあるが確実に危機的状况に向かうにしたがって、日本の残余主義的福祉アプローチは強い緊張にさらされる」であろう、アメリカの対応を見習わないとすれば、「残余主義を放棄せざるを得なくなる」であろうことも指摘されていた⁶⁵。

21世紀の日本資本主義国家は、少なくとも政策レベルでは、「アメリカ的対応」=新自由主義国家、正確には対米従属のもとでの「新自由主義+新保守主義=大国主義」への道を突き進んでいる。新自由主義についての最も代表的な研究は、D.ハーヴェイ『新自由主義』であろう。そこで新自由主義とは「強力な私的所有権、自由市場、自由貿易を特徴とする制度的枠組みの範囲内で個々人の企業活動の自由とその能力が無制約に発揮されることによって人類の富と福利が最も増大する、と主張する政治経済的実践の理論」である⁶⁶。その研究の特徴は、具体的な歴史的過程の分析によって、新自由主義的国家の成立は「階級権力」の移動であり、その資本蓄積は「略奪による蓄積」を特徴とすること、「同意」の調達によるそのヘゲモニーの確立過程をはじめ、その歴史的展開には「不均等発展」が見られ、アメリカ合衆国を頂点とするそれらの相互関係の展開の中で新自由主義的国家が世界の中で支配的になってきたことを明らかにしたことである。その「不均等発展」は新自由主義国家にも多様な形態があることを含んでいるが、ハーヴェイが日本の新自由主義国家を典型的に明示して分析しているわけではない。そこで、同書の邦訳書の中に付録として位置付けられている渡辺治「日本の新自由主義」を参考にして、日本的な新自由主義国家の特徴をみておこう。

渡辺はまず、ハーヴェイの新自由主義論の仮説・問題提起群を確認している。すなわち、①先進国だけでなく途上国・旧社会主義諸国を含めて展開される1個の世界体制、現代資本主義の1時代だと捉えている点、②地域的不均等があるにもかかわらず、階級権力の復興あるいは創設という共通するねらいをもっている点、③グラムシにならって、国民の「同意」の契機を重視し、大衆的同意の形成を検討している点、④市場原理主義という理論としてとらえるだけでなく、階級権力の再興という実践との両側面の総体として捉えている点、⑤1970年代末以降、この両側面をもった「新自由主義国家」が成立するとしている点、⑥地理的不均等発展を強調

⁶⁵ 同上。エスピン-アンデルセン『ポスト工業経済の社会的基礎—市場・福祉国家・家族の政治経済学—』（渡辺雅男・渡辺景子訳、桜井書店、2000、原著1999）の「日本語版への序文」では、制度的対応をめぐる主要論点として、①雇用法平等かという労働市場のディレンマ（社会契約の条件、労働組合の問題）、②日本の家族主義の問題（女性の役割、最大のポイント）を挙げ、そこから生まれる新しいリスクとニーズに対応する「福祉国家の再編成」が、日本が直面する最大の挑戦だとしている（p.7-8）。

⁶⁶ D.ハーヴェイ『新自由主義—その歴史的展開と現在—』作品社、2007（原著2005）、p.10。

している点、⑦新保守主義を新自由主義の矛盾に対する対応として捉えている点、⑧新自由主義は、資本主義経済発展をもたらさなかったどころか、それと矛盾する（富と収入を生んだのではなく再配分をした）という点、である。ハーヴェイに即して妥当な理解だと言えるが、渡辺はこれらの共通点をふまえながら、独自に展開してきた日本の新自由主義国家類型を提起しているのである⁶⁷。

日本の新自由主義について渡辺は、始期は一般に考えられている中曽根政権期ではなく、細川政権期、その後ジグザグを経て、本格的な遂行は21世紀の小泉政権期であるという。ハーヴェイが指摘する国際的な始期（1978～80年）よりかなり遅れた理由は、日本的蓄積体制は欧米福祉国家体制のような「階級妥協」を必要としなかったという非福祉国家の先進国の新自由主義化、日本のような「利益誘導型政治」を進めてきた「開発主義国家」に特有のものであったとされる。したがって日本の新自由主義にとっては、西欧福祉国家が新自由主義の「敵」となるというよりも、国際競争の中で優位性を失ってきた「日本の経営」「日本の雇用」の再編成（企業リストラ）、利益誘導的行政を推進してきた官僚機構などの「高コスト」制度の再編成が求められたのである。新自由主義的改革への「合意」は反官僚主義と個人主義、とくに日本の左翼の中にあつたモダニズム（自由と民主主義）が新自由主義的な動員、合意調達の梃子となった。「市場メカニズムと競争」が貫徹することを「リベラリズム」、あるいは「諸悪の根源は自民党一党政権」といった誤認が動員されたのである。

渡辺は、新自由主義化が「新帝国主義化」、「遅れた現代帝国主義化」と並存していたことが日本の大きな特徴であったと言う。それは新自由主義に不可欠な「国民統合」（さらにはアジア諸国の合意）を掘り崩さざるを得ない。この点も含めて、日本の新自由主義的改革遂行はジグザグの道をたどらざるを得なかった。新自由主義的改革を急進的に進めた小泉政権は「新保守主義」の補完を必要としたが、やがて新保守主義派の安部政権を生み出すことになった。全体として、対米従属のもとでの「新自由主義+新保守主義=大国主義」=グローバル国家への動向であったと言える。渡辺がいう「遅れた現代帝国主義化」はその一面を捉えていると言えるが、その後の日本では、そうした特徴をもちながら、生活のあらゆる領域において商品・貨幣的世界と資本・賃労働的世界がますます浸透し、公的な社会制度（教育制度）を含めて『日本が売られる』というような現実が進行している⁶⁸。

福祉国家の伝統が薄く、開発主義国家から新自由主義国家への転換を進めてきた日本では、新自由主義の破壊的影響をものに受けやすい。渡辺はハーヴェイのいう「権利論の両義性」をふまえ、「近代主義と人権は、新自由主義の理論には親和的であるが、それにもかかわらず、それが新自由主義の実践と衝突した場合には、力を発揮し、反新自由主義運動に合流する可能性

⁶⁷ 渡辺治「付録 日本の新自由主義—ハーヴェイ『新自由主義』に寄せて—」ハーヴェイ同上書所収、p.292-5。以下、渡辺からの引用は同付録。なお、渡辺にはすでにこの「付録」の前提となる多数の日本資本主義の政治的分析がある。渡辺『企業支配と国家』青木書店、1912、同『現代日本の帝国主義化—形成と構造—』大月書店、1996、など参照。

⁶⁸ 堤未果『日本が売られる』幻冬舎新書、2018。

がある」ことに期待していた。ここから、「新福祉国家」がオルターナティブとして提起されていくことになるのである⁶⁹。

以上で見てきたような日本資本主義国家の特徴を明らかにするためには、さらに比較福祉国家論的視点からの検討、とくに東アジア福祉国家レジーム、とくに日韓比較なども必要となるであろう⁷⁰。しかし、そうした検討は本稿の主旨からずれていくことになるので、ここでは既述のレギュラシオン理論からのアプローチによる最近の研究として、ボワイエ『作られた不平等』（2016年）を見ておこう。同書では、グローバリゼーション時代の基本的問題のひとつ、貧困・社会的排除問題への制度論的アプローチが試みられている。

ボワイエはまず、蓄積レジームや調整様式の変化というレギュラシオン理論の視点から考える場合には、長期歴史的なアプローチから「不平等レジーム」が検討されなければならないことを強調する。そうした視点から見れば、エリート経営者と金融業者の同盟のもと、金融の自由化とイノベーションによる制度諸形態が設計し直され、「発展様式と不平等レジームの共進化」が進化したのは英米だけであった。中国やヨーロッパ、そして日本、さらにはこの間に不平等が縮小したラテンアメリカなどの動向をみるならば、ピケティが指摘した「不平等のグローバリゼーション」は、「様々な不平等レジームの相互依存」という視点から捉え直さなければならない、とボワイエは言う。

ボワイエによれば、日本には3つの歴史的レジームがあった⁷¹。1886-1937年の「不労所得型、資産支配型」、1952-79年の「制度化された賃金型」、1990年以降の「自己相似的賃金型」の不平等レジームである。「制度化された賃金型」とは、企業主義的妥協と賃金生活者身分の階層化、終身雇用のサラリーマンと非正規雇用の対立などによって特徴付けられるレジームである。これに対して「自己相似的（フラクタル）賃金型」とは、雇用関係の分断化と身分の多様化、所得形式のいっそうの個別化のもとで、正規雇用と非正規雇用の格差拡大、放っておかれる人口層（若年者、一人親世代）の存在などが特徴であり、不平等は各集団内部にあらわれるというフラクタル構造をとるとされている。資本主義の多様性をふまえた教育と労働に関する最近の比較研究では、1990年代以降の日本では「学校教育を通じて過剰なほどに一般的スキルが形成されているのにもかかわらず、それが経済的パフォーマンスも社会的平等も生み出していない」ことが指摘されている⁷²。

⁶⁹ 渡辺治ほか『新自由主義か新福祉国家か—民主党政権下の日本の行方—』旬報社、2009、福祉国家と基本法研究会・井上英夫・後藤道夫・渡辺治編『新たな福祉国家を展望する—社会保障基本法・社会保障憲章の提言—』旬報社、2011、など。

⁷⁰ 金成垣編著『現代の比較福祉国家論—東アジア発の新しい理論構築に向けて—』ミネルヴァ書房、2010、末廣昭編『東アジア福祉システムの展望—7カ国・地域の企業福祉と社会保障制度—』ミネルヴァ書房、2010、武川正吾／イ・ヘギョン編『福祉レジームの日韓比較—社会保障・ジェンダー・労働市場—』東京大学出版会、2006、など。

⁷¹ R. ボワイエ『作られた不平等—日本、中国、アメリカ、そしてヨーロッパ—』藤原書店、2016（原著とも）、p.280-5。

⁷² 本田由紀「教育と労働の関係をめぐる社会間の差異—「資本主義の多様性」論に基づく考察と検証—」『教育学研究』第83巻第2号、2016。

ボワイエは、今日の「野放しの不平等」を止めるための政策として、「低賃金の改善や男女間の賃金格差の漸進的な解消を重視した賃金形成の制度再編」、とくに女性の能力の動員、全体として「人間形成的レジーム」の重要性を指摘している。これらは、日本の中から提起されてきた福祉レジームの考え方に重なっていると言える⁷³。ボワイエは「結語」で、不平等レジームは新自由主義の直接的結果ではなく、「社会における権力の構図」を表現したものであるとして、あらためてレギュラシオン理論の重要性を強調している。「市民権対経済的権力」の対抗関係の中で、「資本主義・制度・権力」の視点の重要性を指摘している⁷⁴。そこでは、Iでふれたポランニーも想起されているが、新自由主義を「階級権力」の問題として提起したハーヴェイや、日本に即して「権利論の両義性」に着目した渡辺治など、これまで見てきた諸研究の中で捉え直す必要がある。

そのためには、レギュラシオンのレジーム論だけでなく、市民運動や社会運動の動向もふまえて、市民社会からの制度化やガバナンスのあり方も検討しなければならないであろう⁷⁵。他方では、比較憲法学からの「市民的公共圏」へのアプローチもみられるようになった⁷⁶。ともに〈表-1〉で示した現代の人権を現実化する〈社会的協同 association〉の諸実践にかかわる研究動向である。これらの理解のためには、「市民権」や「新しい市民」とその基盤となる「市民社会」そのものの捉え直しが不可欠である。次章で検討しよう。

IV 市民社会と社会制度

1 経済構造から市民社会へ

前稿で取り上げたボウルズは、「蓄積と再生産の矛盾」を克服する方向(将来社会)として「民主的で参加型の社会主義」を提起した。その後、より現実的に、資本主義のもとでの「民主的で参加型」の経済に向けて、「経済的効率性を損なわずに、富と権力のより平等主義的な分配を実行する政策」を探求し、『不平等と再分配の新しい経済学』を提起している。その基本概念は、総生産量でなく生産性、所得の再分配でなく富と権力の再分配をめざす「生産性促進型資産再分配」であり、それを支えるのは「社会選好の経済学」と「不完備契約の経済学」である⁷⁷。

21世紀に入って、「知識基盤社会」に対応した「学習企業・組織」や「学習社会」の重要性が

⁷³ 宮本太郎『福祉政治—日本の生活保障とデモクラシー—』有斐閣、2008、広井良典『創造的福祉社会—「成長」後の社会構想と人間・地域・価値—』ちくま新書、2011、など。

⁷⁴ ボワイエ、前掲書、p.299-300。

⁷⁵ 濱西栄司『トゥレーヌ社会学と新しい社会運動理論』（新泉社、2016）は、フランスの代表的社会運動研究グループであるトゥレーヌ学派の研究をふまえて、日本に適用する際には「日本型文化運動」や「日本型ソーシャル・ガバナンス」の研究が必要であるとして試論を提示しているが（第3章）、その「複合レジームモデル」は「制度的受益／受苦」が特性とされている（p.150）。

⁷⁶ 森英樹編『市民的公共圏形成の可能性—比較憲法的研究をふまえて—』日本評論社、2003。

⁷⁷ S. ボウルズ『不平等と再分配の新しい経済学』佐藤良一・芳賀健一訳、2013（原著2012）、pp.16-7、19。

提起されている。ノーベル経済学賞受賞者スティグリッツなどは、生産性向上に結びつく「学習社会 Learning Society」や「イノベーションに関わる制度設計」を主張し、日本の産業政策としても採用すべきことを提案している⁷⁸。前掲のジェソップのいう「シュンペーター的競争力」を重視した「学習社会論」だと言えよう。これを受けてか、日本の「第3期教育振興基本計画」（2018-22年度）では、超スマート社会実現のための技術革新、「人づくり革命」と「生産性革命」の一環としての「若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上の必要」を「教育政策の重点事項」にあげている。ポウルズの「生産性促進型資産再分配」論はこのような「生産性革命」論にもかかわれるものであるが、もうひとつの「教育政策の重点事項」である「教育を通じて生涯にわたる一人一人の可能性とチャンスを最大化すること」により関連していると言える。

しかし、「民主的で参加型」の社会をめざすとすれば、ポウルズの提起には次のような問題がある。(1)生産性は「適切に測られた1労働時間あたりの生産量」とされていて、社会全体の生産力（それこそ、リピエッツが重視した環境問題にかかわる）が位置付けられていないこと、(2)「富と権力」の全体が視野になく、富＝「資産」の構造や「権力」の内実が検討されていないこと、(3)「資本の生産過程」あるいは「蓄積と再生産の矛盾」の中での「再分配」の位置付けが不明であること、(4)「社会選好」は人間存在にかかわり、「不完備契約」は人々の相互交流にかかわるとされているが、その限定が明らかでないこと、などである。「日本語版への序文」では、「平等主義的資本主義」として北欧諸国と「東アジアの平等主義経済—韓国、台湾、日本—」を挙げ、「資産中心型生産性促進的再分配」は「東アジアモデルをあらわす長たらしい学術用語」だと言う。東アジア、とくに日本の現状をみるならば、彼が「ラディカルな平等主義者が夢見た社会—すべての人にとって真に自由な社会—の方向」(p.182)を見失っておらず、その後の「モラル・エコノミー」探求の行先を見届ける必要があるにしても、その提起に疑問を抱かざるをえない。

ここではしかし、本稿のテーマに焦点化するために、ポウルズが資本—賃労働関係を「プリンシパル—エージェント関係」と抽象化して捉えつつ、そこにおける問題は「不完備契約」であるとしていることに注目しておきたい。彼は、その関係における「協調」の失敗は、「市場の失敗」というよりも「経済的統治構造（要するに経済制度）」、つまり「経済主体が直面するインセンティブと政策を調整し、したがって協調の失敗の性格とその実行可能な解決策を決定する所有のルール・競争の形態・ノルムと慣行」に依存すると言う。この制度における不平等が、「生産性促進的統治構造の実行を妨げる」ことを強調するのである (p.26-7)。つまり、①インセンティブを弱める、②信頼を損なう、③資源を生産的利用から転用して「ゲームのルールの

⁷⁸ J. E. スティグリッツ／B. C. グリーンウォルド『生産性を上昇させる社会』岩本千春訳、東洋経済新報社、2017(原著 2015)、「日本語版への序文」。彼らは同書で、学習経済と学習社会を構築することの重要性、そのために「経済的転換だけではなく社会的転換が必要であり、また長期的には、民主的でオープンな社会の方がよりダイナミックになる」と主張している (p.405)。

執行ないし自分の有利になるように」用いる、という3つの理由を挙げて、「所有権の性格と分配が経済的パフォーマンスに決定的な影響を及ぼすこと」を指摘しているのである (p.35)。

ここでは、上述のような研究過程でレギュレーション理論との接近が生まれ、実際にボワイエとの共同研究が進められてきたということ、そこに着目した日本のレギュレーション研究の新展開があることに留意しておきたい。すなわち、山田鋭夫らによる「市民社会民主主義」の提起である。「市民社会民主主義」は1990年代以降のヨーロッパにおける社会民主主義の革新として提起されてきたが⁷⁹、山田らは、日本の社会科学とくに市民社会論の再検討をし、その成果をレギュレーション理論の新展開に結びつけようとしている。

ボウルズとボワイエの共同と差異の意味を検討したのは、植村博恭である⁸⁰。両者の主張には、日本資本主義の理解をとっても、既述のような大きな差異がある。しかし、レギュレーション理論の視点からみると、次のような共通性があると植村は言う。すなわち、「ともに行為主体の選好・動機の多様性が存在することを前提としつつ、経済領域と政治領域とが相互浸透的で相互規定的であることを強調している点」である。その上で重要な相違は、次のような点にあるとされている (p.275-6)。

第1に、資本主義的市場経済と市民的な社会規範との関係である。ボウルズは市場経済のなかに、「利己的選好だけでなく、市民的な社会的選好が存在している」として、「市民的規範とルールを埋め込むことによって実現されるべき市場の作用の可能性を肯定的に展望」している。これに対してボワイエは、「市場と市民社会をそれぞれ独立したコーディネーションの原理」だとし、「市場と国家とは相対的に独立した独自の政治的で社会的な空間」であり「市民社会は資本主義的市場経済を調整し統御するもの」として理解している。

第2に、ミクロレベルに視点をおくボウルズと、マクロレベルに視点をおくボワイエの違いである。この点は、説明するまでもない。第3は、政策形成の目的と政策実行の焦点の違いである。ボウルズは、「政策形成者(立法者)が、社会的に好ましい目的に対して、『次善の世界』でよき市民を育む適切な立法行為・政策形成を行うことの重要性」を協調する。これに対してボワイエは、「政策形成は社会的諸集団の妥協の結果であり、それは諸集団間での利益の配分を伴うもの」とされる。

以上をふまえて植村は、両者を総合する可能性をさぐる。その結果、結論的に提起されるのが「市民社会民主主義」を位置付けたレギュレーション的政策思想であり、「公正な市場と豊かな労働・生活にむけての制度構築」である(同上書終章)。それは、5つの社会認識とアプローチ、すなわち①規範・選好の重要性と内生性、②社会編成の二形態と賃労働関係、③資本主義の多様性認識、④制度分析とマクロ分析の連携、⑤福祉社会と市民的権利(シティズンシップ)、で

⁷⁹ 山口二郎・宮本太郎・小川有美編『市民社会民主主義への挑戦—ポスト「第3の道」のヨーロッパ政治—』日本経済評論社、2005。

⁸⁰ 植村博恭「ボウルズとボワイエにおける「市民」と「市民社会」」山田鋭夫ほか『市民社会と民主主義—レギュレーション・アプローチから—』藤原書店、2018。以下、引用は同書。

ある。②でいう「二形態」とは、日本の社会科学で共有されてきた「ゲゼルシャフト的關係とゲマインシャフト的關係」の交錯・発展であるが、「現在では、ボウルズにおける利己的選好と社会的選好の關係、ボワイエにおけるコーディネーションの諸領域（経済—国家—市民社会／コミュニティ）の異なる動機づけと重層的な調整様式の理解におおむね対応している」とされている（p.339）。

「市民社会民主主義」は、旧来のケインズ主義政策やコーポラティズム型社会民主主義ではなく、「自由な市民の参加と連帯にもとづき、さまざまな制度やルールによる調整に媒介される市民参加型の社会民主主義」であり、「市民からレギュラシオンを介して現実分析と政策形成へ」というアプローチをとるものとされている（p.340）。こうして、「レギュラシオン（制度とルールによる調整）」という点にアイデンティティをもたせようとしている。しかし、その政策思想で挙げられている政策課題は、総花的提示に終わっている。その基本的な原因は、次のような点にある。

第1に、第3章でみてきたような、政策の前提となる国家論の不在である。現代の国家は〈表-1〉の表頭に示したような国家諸形態の矛盾的重層構造として理解されるであろうが、国家構造論の不在はレギュラシオン理論の共通した特徴である。第2に、レギュラシオン理論に即して言えば、「調整」としての政策を議論する際には、「蓄積体制（レジーム）」との関連を明らかにしなければならなかったということである。同書では「蓄積体制」論そのものの新展開はないが、日本経済の「輸出主導型成長体制」の変容に関する山田鋭夫と植村の共同論文（第6章）がある。少なくともそれと提示された政策思想・政策課題の関連を明確にする必要があったが、「輸出主導型成長体制」変容論だけでは、提示された政策課題の全体に対応できないであろう。レギュラシオン理論においては、本来の「資本蓄積論」の位置付けがあいまいである。同書では、戦後日本における市民社会論の伝統として内田義彦と平田清明が取り上げられているが（第1章および第2章、山田鋭夫稿）、彼らの市民社会論を評価するためには、「ゲゼルシャフト的關係とゲマインシャフト的關係」の交錯・発展という一般的整理を超えて、商品・貨幣的世界を前提としながら資本・賃労働關係として展開する「資本蓄積論」が不可欠である。

植村は最後に、「未来の市民社会をつくる社会認識」の重要性を指摘して、ボウルズの言葉を挙げている。「優れた政策と立法とは、利己心を抑制するだけでなく、公共心に基づく動機を呼び覚まし、育成し、そして強めることによって社会的に価値のある目的を支えるものである」と。そして、内田義彦を引用しながら、市民の公共心と市民的關係を育てていくためにも、「一人一人の社会認識を深めていく」ことの重要性を強調している（p.356）。このことは、一人一人そして集団的な学習活動、それを援助・組織化する教育実践が求められていることを示している。もちろん、ボウルズが重視した「市民的な社会的選好」を育成するためにも求められるであろう。こうした意味での「広義の教育実践」（さしあたっては「学校教育」には限定されないという意味）へとつなげることができるような「社会制度」の理解を必要とするのである。そのためには、〈表-1〉の表底で示したような、資本蓄積に伴う現代人の自己疎外＝社会的陶冶

過程の検討が不可欠である。

2 福祉国家から福祉社会＝市民民主主義へ

グローバル化時代における政治的国家から市民社会への展開については、新自由主義的国家に対する「新社会民主主義的」国家、あるいは「福祉国家から福祉社会」への発展という議論の中で位置付けられてきている。

それは、1990年代に「ヨーロッパの道」として社会的経済あるいは（国家でも市場でもない）「第3セクター論」、最近では社会的企業や連帯経済として提起されている運動と結びついた市民社会論である。その動向については、以前にふれたことがある⁸¹。21世紀に入ってはOECDからも「社会的企業の主流化」が提起されているが⁸²、ここでは代表的なものとして、福祉国家スウェーデンの政策と実践（とくに保育サービス）に基づいて社会的企業の重要性を指摘した、V. A. ペストフの「市民民主主義」論を取り上げてみよう。

ペストフは「福祉トライアングルにおける第3セクター」を提示したことで知られている。福祉トライアングルとは、国家（公共機関）、市場（民間企業）、コミュニティ（世帯・家族等）から成るものである。それぞれは公式／非公式、営利／非営利、公共／民間の区別をもたらすが、それらが重なった中心に、第3セクターとしての「アソシエーション（ボランティア・非営利組織）」を置いた図示⁸³で著名となった。その図自体は、第1章でふれたK. ポランニーの経済構造の4つの原理（①交換、②再分配、③家事（専制）、④互酬）にはじまり、社会秩序におけるアソシエーションの位置付けに関する多様な理論に学んだものとされている。しかし、アソシエーションの位置に「社会的企業」を置き、それを「市民民主主義」の発展と関連づけ、それが21世紀の福祉国家の存亡にかかわるものとしたのには、次のような背景がある。

すなわち、福祉国家の伝統のあるスウェーデンでも、ソ連型社会主義の崩壊後のグローバル化時代、新自由主義的なビルド連立政権（1991-4年）が生まれ、その後の社会民主党政権で進められた緊縮政策によって、「福祉国家の危機」に直面していた⁸⁴。同上書の「日本語版への序文」では、具体的に対人サービスにかかわって、次のような課題が生まれたという。①職員の労働環境の急速な悪化、②福祉ミックスの転換、とくに第3セクターの役割の変化（福祉提起者や革新者の立場から専門的なサービス提供者へ）、③欧州連合加盟後のグローバル化の中で民主主義が徐々に失われたこと、である。この危機の中で、「福祉国家から福祉社会へ」が課題となったのである。その際に、現行の普遍的福祉国家や、新自由主義的残余モデルでも、

⁸¹ 拙著『教育の公共化と社会的協同』前出、第IV章。

⁸² OECD 編『社会的企業の主流化—「新しい公共」の担い手として—』連合総合生活開発研究所訳、明石書店、2010（原著2009）。

⁸³ V. A. ペストフ『福祉社会と市民民主主義—協同組合と社会的企業の役割—』藤田暁男ほか訳、日本経済評論社、2000（原著1998）、p.8。

⁸⁴ 当時の社会状況については、武田龍夫『福祉国家の闘い—スウェーデンからの教訓—』中公新書、2001、など。

さらに仕事と保障を強調するイギリス新労働党政政策モデルでもなく、「労働生活を豊かにし、労働環境を改善し、市民の共同生産者としてのエンパワーメントに役立つ」ような方向が追求された。この結果、「社会サービス供給へのいっそうの労働者参加、また自ら必要とする社会サービスの生産へのいっそうの市民参加のための組織モデル、つまり社会的企業と市民民主主義」を発展させる「新しい参加型福祉社会」モデルが提案されたのであった (p.3-4)。

スウェーデンの「社会的企業」は、「ボランティア組織か協同組合（労働者協同組合と消費者協同組合）すなわち経済的アソシエーション」という法的形態をとっている⁸⁵。その潜在的貢献には、①労働生活の再生および豊富化、②消費者ないしクライアントのエンパワーメント、③他の社会的価値や公共部門の目的達成の高度化、の3つがあるとされている。これまでみてきたこととのかかわりで重要なことは②である。ペストフは、社会的協同組合活動によって、「クライアントかつ組合員は社会福祉サービス供給における要求の制度化」を得ることができ、「要求の制度化の力で権利と責任をもつようにエンパワーされる」ことに注目している (p.22)。ボランティア組織は協同組合とは異なった社会的価値を促進するが、とくに自助グループが組織されれば、「社会サービスの企画や提供においてその会員の理解を明確化し促進することに積極的な役割」をはたすことができる (p.24)。これらの社会的企業の組織化（制度化）と社会的実践を通じたエンパワーメント過程は、制度のもつ「社会選好」（ポウルズ）といった理解を大きく超えて、実践的制度論につながるものである。それは、本稿〈表-1〉に示した「選択の自由」から「参画・自治の自由」への展開を具体化するものとして考えることができるであろう。

「市民民主主義」の提起は、この点にかかわっている。民主主義における参加は、これまで政治的、社会的、経済的参加（後二者はとくに労働組合を通じたもの）が進められてきたが、いまや第4の形態（波）が問われている。それが「市民民主主義」であり、「市民諸制度と対人社会サービスの民主化」の基盤、「社会資本の蓄積を促進する諸組織を作り出す永続的な基盤」をもたらすものとされる。「社会資本」（パットナム）⁸⁶も、「もし明確に市民民主主義や地域の意思決定への参加を含まないなら、それもまた受動的な資源になる危険に直面するであろう」(p.28-30)。かくして、「福祉国家から福祉社会への転換とは、社会的企業と市民民主主義を通じて福祉国家を若返らせ再生し、再組織化することを含むもの」とならざるを得ないのである (p.32)。

市民民主主義は、「市民概念や市民権に基礎」を置くもので、市民は「グループと諸個人間のいっそうの水平的連帯」の中で、消費者ではなく「共同生産者」として位置付けられる (p.98)。そのためには、情報の均衡化、供給者とクライアントの対話と相互理解 (p.128)、さらにはマルチ・ステークホルダー組織のコントロール、会計や労働環境整備といった課題も生まれてくる。これらも検討しつつもペストフは、「社会的企業」には「市場と国家」を超えた「固有の社

⁸⁵ EUの社会的企業と各国の比較については、C. ボルザガ/J. ドッフルニ『社会的企業—雇用・福祉のEU サードセクター—』内山哲朗ほか訳、日本経済評論社、2004（原著2001）、を参照。

⁸⁶ R. D. パットナム『哲学する民主主義—伝統と改革の市民的構造—』河田潤一訳、NTT出版、2001（原著1993）、第6章。

会的価値」あること、すなわち「労働生活の充実、労働心理的労働環境の改善、良い仕事の創造、共同生産者としての市民のエンパワーメント、そして市民民主主義の推進」に独自性があることを強調している (p.311)。官僚化・国家機関化と商品化・資本化傾向の中で、いかにしてこの「固有の社会的価値」を発展させていくかが21世紀の課題だったと言えよう。

このペストフの著書が出版された1998年、日本ではNPO法が成立し、はじめて公式に「市民活動」が位置付けられた。21世紀におけるNPOの急増に比例するように、市民活動や「市民社会」に関する関心が高まっていった。しかし同時に、グローバリゼーションとそれに照応する新自由主義の展開がみられ、その「双子の基本的矛盾」(グローバルな環境問題と貧困・社会的排除問題)が深刻化していった。「持続可能な福祉社会」が問われ、「教育と社会保障の統合」の課題、日本における「公的な教育支出」の低さをふまえて、とくに「後期子ども」への制度的対応の必要も強調された⁸⁷。ここでは、ペストフの提起も念頭におきつつ、「排除しない社会」に向けて、日本の福祉社会のあり方を提起している宮本太郎の主張をみておこう⁸⁸。

宮本が「生活保障」というのは、雇用保障と社会保障を統一的に捉えようとするからである。その視点から、既述のエスピン-アンデルセンの福祉国家類型をふまえながらも、日本を加えた4つの生活保障のかたちを提起する。①雇用保障への政府関与が強、社会保障への支出が大のスウェーデンに代表される社会民主主義レジーム、②前者が弱、後者が大のドイツに代表される保守主義レジーム、③前者が弱、後者が小のアメリカに代表される自由主義レジーム、そして④前者が強、後者が小の日本的レジームである。日本は大企業における長期雇用慣行、低生産性部門への公共事業や保護・規制などによって雇用が維持されてきたことが指摘されている⁸⁹。しかし、日本型生活保障は、グローバリゼーションと脱工業化が進む1990年代以降、危機に陥り、「解体」が進行し、人々は「生きる場」を喪失しつつある。こうした中で「つながりを再構築」することが求められ、①人々の社会参加への障壁を除去し、②つながりのさまざまなユニットを持続可能なものとし、③選択可能なコミュニティを創造することが必要となっている (p.67-9)。

こうした方向を探求すべく宮本が学ぼうとしたのが、スウェーデンの経験である。北欧諸国は、雇用保障と社会保障を連携させることによって社会格差を抑制し、財政収支を安定させながら、公教育支出の大きさや潤沢な学習機会保障によって高付加価値型の産業発展を支え、相対的に高い経済成長を実現してきた。それは連帯的賃金政策と積極的労働市場政策を組み合わせたもので、柔軟な労働市場、長期にわたる失業給付、そして積極的労働市場政策の「黄金の三角形」で知られるデンマークのフレキシキュリティを先取りしたものであった。しかし、中小企業が多いデンマークでは解雇後の再就職は基本的に労働市場の動向に委ねられたのに対して、スウェーデンでは労働力を生産性が高い部門へ誘導していくことを重視した (p.96-8)。産

⁸⁷ 広井良典『持続可能な福祉社会—「もうひとつの日本」の構想—』ちくま新書、2006、第3章。

⁸⁸ 宮本太郎『生活保障—排除しない社会へ—』岩波新書、2009。

⁸⁹ 宮本太郎『生活保障』前出、p.84。以下、引用は同書。

業構造の高度化と人的資本への投資を同時並行的にすすめることによってスウェーデン型生活保障が成立してきたのである。

しかし、そこにはジレンマがあった。「生産性が高い企業では、技術革新と脱工業化が進むにしたいが、一部の高度な管理的、専門技術的な労働を除けば、全体として省力化がすすみ、しだいに労働力を吸収しなくなる」という「雇用なき成長」になるということである (p.107)。かくして、グローバル化と脱工業化が進展する中で「積極的労働市場政策が機能不全」に陥りつつあり、「スウェーデンモデルの再構築」が問われてきたのである。宮本は、新しい産業（環境技術産業や製薬産業など）政策によって、地方に雇用を創出するイニシアティブ形成の動向に注目している (p.117)。

以上のようなスウェーデンの経験をふまえて宮本は、雇用と社会保障について「アクティベーション的な連携」を追求する。新しい連携は、「人」（参加支援、雇用労働の時間短縮・一時休職）と（場）（働く見返り強化、持続可能な雇用創出）を結びつける労働市場に焦点化される (p.144-5)。こうした生活保障が埋め込まれた社会は「排除しない社会」と呼ばれる。それは、労働市場と家族／教育／失業／体とこころの弱まり・退職というライフサイクルのそれぞれの課題との間に双方向の橋を架けて、性別や年齢の如何を問わずに、人生の各ステージを行きつ戻りつし、社会とのつながりを続けるような「交差点型」社会とされている (p.172-3)。重視されているのは、「参加支援の強化」をし、人々のライフチャンスを広げていくことである。こうして「排除しない社会」は、中央政府と自治体、NPOあるいは協同組合の間で生活保障の機能分担をする、「政府と人々との、あるいは人々の間での、いわば社会契約に基づく社会」(p.170) だとも言われる。それは「人々がそれぞれの多様な人生のプロジェクトを追求することを支える社会」であり、そうした制度を尊重することから生まれる「パトリオティズム（愛郷主義）」と、そのルールを遵守する態度をとおして、人々がむすびつく社会」である (p.224)。貧困・社会的排除問題に取り組む「市民社会」の方向性が提示されていると言える。

宮本はその後、「排除しない社会」をより積極的に「共生社会」として捉え、それに対応する「共生保障」、すなわち「『支える側』を支え直し、『支えられる側』に参加機会を広げ、共生の場を再構築」するような生活保障を提起し、それらを取捨する制度化の動きがすでに地域で見られることを、具体的事例をあげて指摘している⁹⁰。それは、地域ケアの実践をふまえて提起されている「福祉社会」の提起⁹¹とも重なる。「新しい公共」「新公共経営」・福祉多元主義などの政策的提起を経て、最近では、社会制度論に欠落しがちな財政社会学の視点から、日本の「勤労国家という自己責任モデル」を乗り越えるべく、「頼りあえる社会」に向けての「公・共・私」のベストミックス」の提案もある⁹²。

あらためてベストが提起した「市民民主主義」の内実が問われるであろう。本稿の視点か

⁹⁰ 宮本太郎『共生保障—〈支え合い〉の戦略—』岩波新書、2015、第2章および第3章参照。

⁹¹ 上野千鶴子『ケアの社会学—当事者主権の福祉社会—』太田出版、2011。

⁹² 井出栄策『幸福の増税論—財政はだれのために—』岩波新書、2018、p.219-221。

らは、スウェーデンモデルで重要な役割を果たした教育訓練と生涯学習の再検討も必要である。大田美幸は、スウェーデン型学習社会は「公的な成人教育と民衆教育（自己教育）」の対抗関係を構造的に含みもち、「多様な文化がヘゲモニーを争う場」として立ち現れている、という⁹³。〈表-1〉では、そうした中で展開する「社会的協同 association」とそれに不可欠な学習領域の展開論理を示した。焦点となってきているのは「地域共同」、学習実践では「自治・政治学習」が重要となる領域である。

3 「市民社会」固有の論理を求めて

これまで資本蓄積体制から市民社会へ、そして福祉国家論から福祉社会＝市民社会論への流れをみてきた。それでは、こうして焦点化される「市民社会」そのものは、あらためてどのように理解したらよいのだろうか。

筆者は、日本的市民社会が成立したのは1960年代末葉から1970年代前半だと考えてきた。それまでの高度経済成長を経て都市的文化が一般化し、賃労働者とその家族が人口の6割を越え、「新しい社会運動」としての市民運動が形成されていった時期である。賃労働者が主体となるということは、商品・貨幣的世界が支配的になるということの意味する。それ以後、「経済構造—市民社会—政治的国家」という「グラムシ的3次元」で日本社会のあり方を現実的に議論することができるようになり、〈表-1〉で示したような生涯学習にかかわる教育構造のあり方が検討課題になってきたのである⁹⁴。1980年代半ばには「近代市民社会とは、じつは、現代の日本の社会にほかならない」という指摘もあったが⁹⁵、日本で「市民社会論」が今日的な意味（市民社会論ルネッサンス、「新しい市民社会論」）で議論されるようになったのは、東西冷戦終了後である。山口定は、「市民社会」とそれにかかわる「公共性」に関する論文数の動向から、その時期を1990年代中葉以降だと言う⁹⁶。

背景として、ソ連型社会主義崩壊に伴う「連帯」運動とそれに呼応するヨーロッパ諸国の市民運動、韓国の民主化運動に代表される軍事的・開発独裁的なアジア諸国における市民運動があった。研究上の大きな転換点となったのは、J.ハーバマス『公共性の構造転換』第2版序文（1990年）における「市民社会 Zivilgesellschaft」の提起である。山口によれば、広義の「新しい市民社会」論としては、①市民社会リバイバル論（トクヴィル派、グラムシ派など）、②市民道徳リバイバル論（レバブリカニズム、コミュニタリアニズム、新しいナショナリズム、都市国家型市民社会論など）、③市民社会再構築論、④地球市民社会論、⑤社会資本論、があるが、これらのうちの③と④が、狭義の「新しい市民社会」論である（p.148）。山口自身はハーバマス

⁹³ 太田美幸『生涯学習社会のポリティクス—スウェーデン成人教育の歴史と構造—』新評論、2011、pp.336, 340。

⁹⁴ 拙著『増補改訂版 生涯学習の教育学—学習ネットワークから地域生涯教育計画へ—』北樹出版、2014、第IV章第3節、など。

⁹⁵ 佐藤和夫ほか『市民社会の哲学と現代』青木書店、1984、p.13。

⁹⁶ 山口定『市民社会論—歴史的遺産と新展開—』有斐閣、2004、p.2-4。

とアメリカのコーエンやアラートの流れを組む③に近いとし、「新しい市民社会論」=現代市民社会論の特徴として、次の7つを挙げている。

すなわち、①ヘーゲル=マルクス主義的系譜からの離脱、②二元論から三元論（国家・市場・社会）へ、そして5項目モデル（さらに政治社会および経済社会が加わる）へ、③「地球市民社会」論の登場、④失われた公共性の回復とデモクラシーのバージョン・アップという課題意識、⑤アソシエーションナリズムへの傾斜と「複数性」の共同社会、⑥知的エリート主義と一国主義からの脱却をはかる、開かれた「市民」概念、⑦他者共生の「共同社会」としての「市民社会」、である。山口はこれらを紹介・検討し、社会科学と政策研究の課題を整理した上で、市民社会論については、国家・市場・市民社会といった領域論的発想から卒業し、「理念（とくに平等・公正）・場（共存・共生の場）・行為（自律的行為）・ルール（公共性のルール）」の4つの要件の総体として理解すべきことを強調し、次のような定義を提起している。「さまざまな『公共空間』・『アソシエーション空間』が出会い、政治のあり方、経済のあり方、社会のあり方について、『共存・共生』の原理の上になんて協議する『場』を用意する諸条件の総体である」（p.322）、と。

その後、「共存・共生」原理の発展は、「協議の場」というだけでなく、「持続可能で包容的な社会」をそれぞれの地域・自治体において具体的に創造していく理論と実践の課題となっている。グローバリゼーションの進展が、その「2つの基本問題」、グローバルな環境問題と貧困・社会的排除問題を深刻化させてきたからである。筆者は、生涯学習論の立場から、そうした問題を克服しようとする諸実践を推進する「地域創造教育」「地域づくり教育」を提起してきた⁹⁷。それらの核となる実践は、〈表-1〉で示した「社会的協同実践」である。そうした諸実践を位置付ける枠組みが、グラムシ的3次元であった。

「経済構造—市民社会—政治的国家」という枠組みは、山口のいう「領域論的発想」と考えられるかも知れない⁹⁸。しかし、グラムシはそれらを実体的な領域としてではなく、「方法論的区別」と考えてきた。それは、「国家=政治社会+市民社会、つまり強制の鎧をつけたヘゲモニー」という定義にも端的に表現される⁹⁹。さらに言えば、「ヘーゲル=マルクス主義的系譜からの離脱」が特徴の第1に挙げられているが、ヘーゲルの「家族—市民社会—国家」の枠組みは有機的全体の中で理解され、「市民社会—国家」においても、市民社会から国家への「職業団体 Corporation」、国家から市民社会への「福祉行政 Polizei」の相互連環の中で考えられていた。マルクスに学んだグラムシの市民社会論は、「経済的社会構成体」の中で位置付けられたものであつ

⁹⁷ 拙著『持続可能で包容的な社会のために』北樹出版、2012、同『持続可能な発展の教育学—ともに世界をつくる学び—』東洋館出版社、2013。

⁹⁸ 山口はその後、東アジアに視野を向け、「世界市場・世界市民社会・国民国家の三角形」を主張するカミレリを評価しながら、「国家・市場・市民社会の三元論」の正当性を主張している（山口定ほか編『現代国家と市民社会—21世紀の公共性を求めて—』ミネルヴァ書房、2005、p.19-21）。グラムシ的三次元の21世紀的再評価だと言える。

⁹⁹ この点、拙著『エンパワーメントの教育学』前出、第4章参照。

た。あらためて「ヘーゲル＝マルクス主義的系譜」、とくにマルクスの市民社会論からの発展が再検討されなければならない。

このテーマでまずふまえておかなければならないのは、平田清明『市民社会と社会主義』(1969年)であろう。市民社会を *bürgerliche Gesellschaft* と *civil society* の区別と関連においてとらえるというだけでなく、将来社会を「個体的所有の再建」としていたマルクス『資本論』の意義を再解釈し、歴史貫通的な市民社会 *civil society* 論の視点から、それが「市民社会の継承」にほかならないと主張したからである¹⁰⁰。しかし、その後の平田はグラムシの市民社会理解を受容し、レギュラシオン理論に接近していくことになる¹⁰¹。レギュラシオン理論的市民社会論については既述した。

もちろん、歴史貫通的市民社会論にも別のアプローチもあった。たとえば L. クレーダーは、市民社会は近代社会と重なりと同時に「国家が支配的な政治制度となっている、歴史上にあらわれたすべての社会」＝「政治経済一般の社会」であるとし、市民社会＝「分裂した全体」を弁証法的にとらえる必要があるとした。こうした視点から、政治的社会(国家)と市民社会の関係、私的領域と公的領域の媒介、私的労働と社会的労働の関係、そして市民社会における疎外の理解を構造的かつ弁証法的にとらえた上で、所有一元論的な社会主義理解を批判、政治経済全体の変革を主張していることは、今日的にも注目される¹⁰²。

ここでは、マルクスの「市民社会史観」の重要性を強調してきた吉田傑俊の現代市民社会論を取り上げてみよう¹⁰³。吉田は、山口のいう「新しい市民社会論」を〈現代的〉市民社会論として捉え直し、「専制的国家と抑圧的な市場万能資本主義に対する自立した市民たちと市民社会による規制という、基本的理念の必要性」が高まっている 21 世紀、日本の〈現代的〉市民社会論には次のような特徴があるという。すなわち、西欧の初期の市民社会論に依拠しているため、東欧の「市民社会」論、市民が国家と市場を規制するという規範的市民社会論、そしてマルクスの「ブルジョア的市民社会」論の否定などが自明の前提となっていることである。その結果、西欧におけるその後の市民社会論の理論的進化が十分に反映されていないという限界がある。そこで、とくに「マルクス市民社会論の再生」、同時に社会変革論と市民社会論の現代的意義の解明が必要であると言う (p.33-4)。

吉田は、マルクスには 2 つの社会史観があるという。『ドイツ・イデオロギー』などにみられる、協同的な生産と交通の発展を軸にした「市民社会史観」(古い市民社会—近代市民社会—協

¹⁰⁰ もちろん、批判もあった。見田石介「平田清明氏はマルクスをいかに『発見』するか」『見田石介著作集』第 5 巻、大月書店、原著 1970、宮下柁次『社会主義と個人的所有』青木書店、1980、など。

¹⁰¹ その経過について、レギュラシオン理論からの最近の整理としては、山田鋭夫ほか『市民社会と民主主義』前出、第 2 章参照。

¹⁰² L. クレーダー『市民社会の弁証法』河村望訳、御茶の水書房、1983 (原著 1976)、pp.24-5、146 など。

¹⁰³ 吉田傑俊『マルクス思想の現代的可能性—民主主義・市民社会・社会主義—』大月書店、1997、p.16。同『市民社会論—その理論と歴史—』大月書店、2005、以下の引用は同書。

同社会)と、『共産党宣言』などにみられる、階級対立を軸とした「階級社会史観」(階級社会—階級社会の最終形態としての近代ブルジョア的市民社会—協同社会)である。両者は補完関係にあるが、前者が後者を包摂している。近代市民社会は「前者の『生産と交通』が商品生産・交換関係として全面展開する近代ブルジョア市民社会と、後者の『生産手段の私的所有』を主軸とした資本・賃労働関係の全面展開としての、資本主義社会の結節する社会形態」である(p.54-7)。この近代ブルジョア市民社会を挟んで、マルクス市民社会論には、(1)交通形態として歴史貫通的な市民社会、(2)近代ブルジョア市民社会、そして「諸階級とその敵対関係」にみられる市民社会、(3)階級的敵対関係の排除に向かう市民社会、さらに「人民大衆自身による国家の再吸収」という「将来社会における市民社会」という歴史的3段階がある(p.61)。

将来社会については、社会主義と共産主義の区別と関連を明確にしなければならないが、ここでは問わない¹⁰⁴。本稿のテーマとかかわって注目されることは、(1)は〈土台〉としての市民社会であり、交通形態(社会的相互関係)が「あれこれの社会制度」、「家族や身分や階級の組織」として実体的に定義され、その公的表現である政治的国家をも導き(マルクス「アンネンコフへの手紙」)、「歴史貫通的でありつつ、『上部構造』的なもの」とであるとされていることである。ここで「社会制度」が位置付けられているのである。

そこでは、下部構造的な市民社会と上部構造的な市民社会が「いったん複合化されたようにみえる」と吉田は言う(p.71-2)。それが分離されて「生産諸関係の総体」と「社会的・政治的および精神的な生活過程」として理解されるのが、周知の『経済学批判』序言の「経済的社会構成体」の定義である。ここにきて、「社会諸制度すなわち家族や諸身分、諸階級の組織」としての市民社会(ソシエテ・シヴィル)は、すべての市民社会段階における上部構造を表す概念として、「市民間関係」と「階級関係」が「拮抗・相克しあう領域」であり、「社会的・政治的および精神的な生活過程」である(p.80)。前掲のL. クレーダーがいう「市民社会 civil society の弁証法」が成り立つ舞台であると言える。

こうして吉田は、「生産と交通形態」としての市民社会を基層的な土台として、ブルジョア市民社会を経て将来的な市民社会=協同社会として発展する市民社会論、そして「市民社会史観」と「階級史観」との結節として、「すべての歴史をとおして、生産と交通を基軸にした人間の協同的活動の場たる市民社会が、その疎外的形態としての階級社会と結節しつつそれを止揚する過程」と捉えることの重要性を強調するのである(p.323-4)。吉田は「協同活動の場」に立ち入った分析をしているわけではないが、〈表-1〉の「社会的協同」の展開と考えることができよう。筆者は社会的協同の質的差異をふまえて、「協同・協働・共同の響同関係」を提起しているが、それは吉田の言う重層的市民社会の(1)をふまえて、いま始まっている将来社会に向けた(3)の市民社会のあり方を考えているからである。(2)に関しては、市民社会における矛盾・対抗関係を把握することが重要となるが、その際の基盤となるのがヘゲモニー関係の理解である。

¹⁰⁴ たとえば、規範理論の立場から明確な区別をした、松井暁『自由主義と社会主義の規範理論—価値理念のマルクスの分析—』大月書店、2012。

吉田は、上述のようなマルクス市民社会論を「ヘゲモニー的」市民社会論として発展させたのがグラムシであったと言う。とくにソシエテ・シヴィルを「市民間関係」と「階級関係」が「拮抗・相克しあう領域」だと考えるならば、当然の結論である。グラムシは、国家の市民社会への「再吸収」という社会変革＝現在に続く未完の事業の「真の現代的継承者」(p.238)だとされ、その重層的市民社会論とヘゲモニー論の今日的意義として、次の点を挙げている(p.231-4)。第1に、国家(政治社会)の直接的・強制的支配だけでなく、市民社会の私的組織(企業・学校・メディアなど)を媒介とした同意形成的ヘゲモニー支配があり、それへの対抗として、被支配層による市民社会での知的・道徳的ヘゲモニーの駆使による、政治社会と市民社会の拮抗・転換の「陣地戦」を提起したことである。第2に、それが経済変革と結節されていること、つまり、「上部構造」的市民社会(ソシエテ・シヴィル)における「市民間」と「階級間関係」の拮抗・展開の現代的発展であり、「下部構造」的市民社会の解明につながっていることである(とくに「アメリカニズムとフォード主義」)。そして第3に、〈将来社会〉としての市民社会に結節されていることである(「政治的国家の市民社会への再吸収」)。

その際に吉田は、ヘゲモニー論においては「政治と経済と哲学つまり下部構造と上部構造の『歴史的ブロック』を形成し、物質的なものを変革する主軸となること」が位置付けられていることに注目している。これによってヘゲモニー論は「国家と市民社会関係という横軸における機能から、さらに下部構造→イデオロギー→上部構造という縦軸における機能への拡大にいたる」という。そうした機能の主体として「知識人」とくに、労働者階級を基盤とした「有機的知識人」、真なる市民社会に向かう「知的・道徳的ヘゲモニー」の提唱者・組織者が設定された、とされるのである(p.237)。

ここにきて、「ヘゲモニー＝教育学的関係」の焦点となる社会制度論が展開されなければならないが、吉田はそこに立ち入ってはいない。

おわりに

以上の検討を通して、〈表-1〉で示した枠組みの理論的・政策的意義を確認できるであろう。それは「グラムシ的3次元」(政治的国家—市民社会—経済構造)を前提にしたものであり、それぞれの次元についての、1970年代以降における代表的研究と発展課題については本論で検討してきたとおりである。

「国家の失敗」と「市場の失敗」が言われて後、社会的経済や「第3の道」が提起され、日本でもボランティア・NPOや社会的企業・労働者協同組合などの活動に重要な政策的位置付けが与えられるようになってきた¹⁰⁵。そして、経済的グローバリゼーションとグローバル国家化が進展している今日、世界・地球市民性(グローバル・シティズンシップ)やそれに批判的な「コ

¹⁰⁵ たとえば、田中弥生『市民社会政策論—3.11後の政府・NPO・ボランティアを考えるために—』明石書店、2011、坪郷實・中村圭介編『新しい公共と市民活動・労働運動』明石書店、2011、など。

スモポリタン・シティズンシップ」も主張されてきた¹⁰⁶。こうした段階で、現代資本主義社会を「グラムシ的3次元」で捉え直すこと¹⁰⁷は、ますます重要になってきている。

「市民社会 civil society」は商品・貨幣的世界を基盤にして成立し、それに規定されてさまざまな社会制度が生まれる。したがって、教育制度も商品・貨幣世界の論理に即して、「いかにして、なぜ、何によって」成立し、その基本的機能は「何」であるかが検討されなければならない。この点、前々稿で提起してきたところであるが、本稿でみてきた諸論は、教育学の端緒範疇である「人格」を位置付けることもなく、教育制度成立の論理、したがってまた、資本蓄積にともなう教育制度の展開論理に立ち入ることはなかった。しかし、教育制度を含む社会制度については、グラムシ的3次元のそれぞれから重要な議論がなされてきた。

資本蓄積体制と社会制度の関連については、グラムシのいう（工場から社会へと広がる）「フォード主義」分析を発展させたレギュラシオン理論の展開があった。その創始者であるアグリエッタは、「賃労働関係」を中心にしながら、蓄積様式の拡大再生産にともなう経済的的制度論への道を切り開いた。しかし、その後のポスト・フォードイズムの時代の蓄積様式分析に取り組んだボワイエやリエッツらは、段階論的・形態論的検討により社会的排除問題や環境問題への展開を可能としたものの、アグリエッタが始めた資本蓄積と社会制度の展開論理の体系化・拡充の作業を進めることはなく¹⁰⁸、「賃労働関係」の分析に不可欠な教育制度の分析に取り組むことはなかった。国家論の不十分さもその間接的な理由である。

主要な社会制度は国家を媒介として具体化される。それゆえ、社会制度分析には国家論が不可欠である。国家の導出論争や「国家論ルネッサンス」以降、ポスト福祉国家段階に相当する多様な国家論が展開され、冷戦体制崩壊後のグローバリゼーション時代に対応した現代国家論もみられた。とくに「情報基盤社会」と言われる21世紀、ジェソップが提起した「シュンペーター的勤労福祉の脱国民国家レジーム」論は、今日の教育政策の特徴を解明する上で大きな参照点を提供している。しかし、新自由主義的グローバリゼーション時代が「裸の資本主義」の展開であり、本質的には商品・貨幣的世界と資本・賃労働的世界に対応した矛盾的重層構造としての国家論・社会制度（教育制度）論が求められていることを考える時、それらの現代国家論は不十分だと言わざるをえない。教育制度改革論の視点に立つならば、現代国家論の焦点で

¹⁰⁶ グローバル・シティズンシップ教育の各国の動向については、北村友人編『グローバル時代の市民形成』岩波書店、2016、コスモポリタン・シティズンシップについては、G. デランティ『グローバル時代のシティズンシップ——新しい社会理論の地平——』佐藤康行訳、日本経済評論社、2004（原著2000）、など。

¹⁰⁷ 拙著『教育の公共化と社会的協同—排除か学び合いか—』北樹出版、2006、第IV章。

¹⁰⁸ たとえば、恐慌論の位置付けが必要であった。ライトは、「蓄積の構造的恐慌」を背景に「蓄積障害」を乗り越える「構造的解決」として、資本主義システムの歴史的運動（制度変革）を捉え直していた（E.O.ライト『階級・危機・国家』前出、p.192-206）。21世紀のリーマン・ショックが「過剰生産恐慌」（過剰蓄積というべき？）であり、その後の「新自由主義的均衡」=制度改革を規定したことについては、二宮厚美『新自由主義からの脱出—グローバル化のなかの新自由主義 VS. 新福祉国家—』新日本出版社、2012、第2章。

あったヘゲモニー論の新展開が必要である。

社会制度は根源的には市民社会において生まれ、展開する。しかし、市民社会には「商品化・資本化傾向」と「官僚化・国家機関化傾向」が不断に作用している。それらを、〈表-1〉で示したように、「第3世代の人権」としての連帯権にはじまる現代的人権を現実化するような「社会的協同 association」の諸実践によって乗り越えてはじめて「市民社会固有の論理」は具体化する。「排除型社会」(J. ヤング) が進化する中で、グラムシが問題にした「サバルタン (被抑圧者)」の現代的形態も視野に入れて、「市民社会への国家の再吸収」=「自己規律的社会」形成の方向を考えることが求められている¹⁰⁹。

今日の教育制度改革は、資本主義の展開に伴う物象化=自己疎外=社会的陶冶過程を基盤に、国家的に組織化・制度化される教育制度と市民社会内部から組織化される教育組織との対抗関係において具体化されなければならない。グラムシの言う「ヘゲモニー=教育学的関係」の深化と進化が必要となる所以である。この理解の上で、教育制度改革に向けた理論と実践をどのように展開していくかが今後の検討課題である。

なお、「基礎理論」を主たるテーマにしている本稿では、日本の学校現場に即した動向については部分的にしかふれていない。教育制度改革の実際と課題については別著¹¹⁰、〈表-1〉の枠組みを前提とした理論的・実践的展開については、当面する教育改革の焦点となっている市民性教育・主権者教育を題材とした別稿¹¹¹で述べているので参考にされたい。

¹⁰⁹ よく知られた「マルチチュード」による、「〈共〉の生産」を通した「全員による全員の統治」の提起もこうした視点から捉え直すことができよう。A. ネグリ/M. ハート『マルチチュード—〈帝国〉時代の戦争と民主主義 (下)』幾島幸子訳、NHK 出版、2005 (原著 2004), pp.25, 87。

¹¹⁰ 小玉敏也・鈴木敏正・降旗信一編『持続可能な未来のための教育制度論』学文社、2018。

¹¹¹ 拙稿「市民性教育と児童・生徒の社会参画」『北海道文教大学論集』第 20 号、2019。